

# 平成 29 年度第 2 回市川市中小企業融資制度審議会

## 次 第

- ・日時 平成 30 年 2 月 7 日（水曜日）  
午後 2 時 30 分～
- ・場所 市川市役所 仮本庁舎 5 階 理事者控室

### 1. 開 会

### 2. 議 題

- (1) 平成 29 年度融資状況について（報告）
- (2) 市川市中小企業融資制度に係る取扱金融機関の追加について【諮問】
- (3) 市川市中小企業融資制度に係る資金内容の変更について【諮問】
- (4) 市川市中小企業融資制度に係る利率及び利子補給率の運用について【諮問】
- (5) その他

### 3. 閉 会

## 市川市中小企業融資制度審議会資料（平成 29 年度第 2 回）

### 議題（1）平成 29 年度融資状況について【報告】

資料 1 - 1 年度別融資状況総括表

資料 1 - 2 年度別融資状況比較表

### 議題（2）市川市中小企業融資制度に係る取扱金融機関の追加について【諮問】

資料 2 - 1 市川市中小企業融資制度に係る取扱金融機関の追加について

資料 2 - 2 市川市中小企業融資制度 取扱金融機関追加の流れ

### 議題（3）市川市中小企業融資制度に係る資金内容の変更について【諮問】

資料 3 - 1 市川市中小企業融資制度に係る資金内容の変更について

### 議題（4）市川市中小企業融資制度に係る利率及び利子補給率の運用について【諮問】

資料 4 - 1 市川市中小企業融資制度に係る利率及び利子補給率の運用について

資料 4 - 2 市川市中小企業融資制度の融資利率及び利子補給率の推移

### 議題（5）その他

資料 5 - 1 平成 30 年度融資制度関係の予算案について

資料 5 - 2 平成 30 年度預託金配分額及び融資限度額一覧（案）

資料 5 - 3 審議会委員名簿

資料 5 - 4 平成 29 年度融資のしおり

資料 5 - 5 融資条例・規則集（現行版）

年度別融資状況総括表

資料1-1

※金額の単位:千円

【平成29年12月31日現在】

年度	融資実行件数・金額		返済額	保証債務残高 (期末)		利子補給件数・金額		預託金額 [協調倍率] 融資限度額	代位弁済				
	件数	金額		件数	金額	件数	金額		発生状況		補償 金額	回収状況	回収率 (%)
									件数	金額		金額	
S35 ～ H22	18,393	84,358,624	78,588,318	—	—	—	—	—	718	1,455,867	163,709	69,415	—
H23	454	2,733,090	1,994,605	1,381	4,984,614	2,671	57,040	900,000 [7倍] 6,300,000	17	46,349	7,678	494	—
H24	410	2,538,595	1,977,500	1,503	5,479,237	2,775	65,249	900,000 [7倍] 6,300,000	23	66,472	6,674	1,287	—
H25	386	2,668,110	2,235,094	1,554	5,807,634	2,923	70,722	900,000 [7倍・8倍] 6,593,000	26	104,619	12,290	640	—
H26	324	1,816,338	2,045,489	1,567	5,540,712	3,025	73,988	900,000 [9倍] 8,100,000	22	37,771	4,836	1,147	—
H27	303	1,902,950	2,137,097	1,540	5,267,315	3,036	69,937	900,000 [9倍] 8,100,000	13	39,250	4,788	442	—
H28	279	1,665,910	2,207,473	1,433	4,735,113	2,924	63,335	900,000 [7倍] 6,300,000	16	34,857	5,179	553	—
H29(4月 ～12月)	205	1,236,500	1,494,918	1,380	4,536,603	1,379 (上期分のみ)	29,211 (上期分のみ)	900,000 [7倍] 6,300,000	6	10,994	1,586	242	—
合計	20,754	98,920,117	92,680,494	—	—	—	—	—	841	1,796,179	206,740	74,220	35.90



年度別融資状況比較表

資料1-2

金額の単位:千円

1. 総計

年度	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		28年度(12月まで)		29年度(12月まで)		対前年度増減		増減率(%)	
件数及び金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		410	2,538,595	386	2,668,110	324	1,816,338	303	1,902,950	279	1,665,910	209	1,277,390	205	1,236,500	Δ 4	Δ 40,890	Δ 1.9

2. 項目別内訳

年度	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		28年度(12月まで)		29年度(12月まで)		対前年度増減		増減率(%)	
①資金用途別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内訳																		
運転資金	353	2,267,210	309	2,282,480	268	1,557,660	255	1,709,620	244	1,487,660	187	1,165,110	188	1,182,820	1	17,710	0.5	1.5
設備資金	52	245,485	73	363,230	53	240,178	44	169,130	31	148,850	20	106,880	15	39,230	Δ 5	Δ 67,650	Δ 25.0	Δ 63.3
運転設備資金	5	25,900	4	22,400	3	18,500	4	24,200	4	29,400	2	5,400	2	14,450	0	9,050	0.0	167.6
計	410	2,538,595	386	2,668,110	324	1,816,338	303	1,902,950	279	1,665,910	209	1,277,390	205	1,236,500	Δ 4	Δ 40,890	Δ 1.9	Δ 3.2
②産業別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内訳																		
建設業	121	827,240	115	902,390	115	776,780	98	647,430	94	702,450	71	520,800	77	506,080	6	Δ 14,720	8.5	Δ 2.8
製造業	38	264,100	36	292,830	33	199,330	20	126,000	18	94,400	10	59,400	17	141,000	7	81,600	70.0	137.4
運輸・通信業	14	89,650	15	179,780	9	62,000	13	110,430	9	58,500	7	48,500	8	61,400	1	12,900	14.3	26.6
卸・小売・飲食店	109	586,920	104	587,230	75	385,598	73	486,580	66	361,990	53	307,200	56	366,710	3	59,510	5.7	19.4
金融・保険業	2	19,400	1	10,000	1	6,000	2	12,500	2	7,000	2	7,000	0	0	Δ 2	Δ 7,000	Δ 100.0	Δ 100.0
不動産業	15	107,575	34	256,790	19	88,080	21	128,230	33	156,580	20	108,800	12	37,050	Δ 8	Δ 71,750	Δ 40.0	Δ 65.9
サービス業	111	643,710	81	439,090	72	298,550	76	391,780	57	284,990	46	225,690	35	124,260	Δ 11	Δ 101,430	Δ 23.9	Δ 44.9
計	410	2,538,595	386	2,668,110	324	1,816,338	303	1,902,950	279	1,665,910	209	1,277,390	205	1,236,500	Δ 4	Δ 40,890	Δ 1.3	Δ 3.2
③資金メニュー別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内訳																		
小口零細企業保証制度資金	233	901,455	196	751,350	192	652,242	174	688,940	158	655,190	124	537,100	125	495,930	1	Δ 41,170	0.8	Δ 7.7
小規模事業資金	154	1,520,270	166	1,752,560	110	1,076,600	113	1,167,210	100	887,520	73	664,290	70	693,870	Δ 3	29,580	Δ 4.1	4.5
公害防除資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
商店街空き店舗等利用資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
環境管理対策資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
独立支援資金	2	9,370	4	15,000	2	12,160	2	8,000	0	0	0	0	2	14,450	2	14,450	-	-
ベンチャービジネス等支援資金	21	107,500	20	149,200	20	75,336	14	38,800	21	123,200	12	76,000	8	32,250	Δ 4	Δ 43,750	Δ 33.3	Δ 57.6
計	410	2,538,595	386	2,668,110	324	1,816,338	303	1,902,950	279	1,665,910	209	1,277,390	205	1,236,500	Δ 4	Δ 40,890	Δ 1.9	Δ 3.2
④金額別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内訳																		
100万円以内	41	37,910	26	24,500	37	33,912	14	12,640	18	14,870	13	9,980	16	12,860	3	2,880	23.1	28.9
100万円超～300万円以内	129	308,070	126	303,310	109	261,490	109	263,700	87	199,740	61	141,810	72	177,200	11	35,390	18.0	25.0
300万円超～500万円以内	95	447,020	74	347,440	71	310,760	71	326,380	67	314,900	49	228,900	49	228,270	0	Δ 630	0.0	Δ 0.3
500万円超～750万円以内	28	180,220	31	195,000	20	128,900	20	129,430	25	161,000	20	127,700	9	61,000	Δ 11	Δ 66,700	Δ 55.0	Δ 52.2
750万円超～1,000万円以内	53	506,175	55	518,170	52	500,276	50	486,800	53	507,900	44	423,500	33	320,170	Δ 11	Δ 103,330	Δ 25.0	Δ 24.4
1,000万円超～1,500万円以内	32	434,700	31	429,490	17	229,000	13	172,000	17	233,500	14	191,500	13	181,000	Δ 1	Δ 10,500	Δ 7.1	Δ 5.5
1,500万円超～2,000万円以内	32	624,500	43	850,200	18	352,000	26	512,000	12	234,000	8	154,000	13	256,000	5	102,000	62.5	66.2
2,000万円超～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
計	410	2,538,595	386	2,668,110	324	1,816,338	303	1,902,950	279	1,665,910	209	1,277,390	205	1,236,500	Δ 4	Δ 40,890	Δ 1.3	Δ 3.2
⑤返済期間別融資額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内訳																		
1年以内	12	52,700	10	27,000	10	60,470	11	65,500	15	71,600	12	61,600	8	43,700	Δ 4	Δ 17,900	Δ 33.3	Δ 29.1
1年超～3年以内	59	241,240	54	262,950	54	176,442	51	203,110	50	170,070	38	136,000	38	165,930	0	29,930	0.0	22.0
3年超～5年以内	259	1,622,720	236	1,541,580	199	1,162,670	189	1,261,440	162	1,055,240	120	774,790	122	741,250	2	Δ 33,540	1.7	Δ 4.3
5年超～7年以内	80	621,935	86	836,580	60	414,596	52	372,900	52	369,000	39	305,000	37	285,620	Δ 2	Δ 19,380	Δ 5.1	Δ 6.4
7年超～10年以内	0	0	0	0	1	2,160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
計	410	2,538,595	386	2,668,110	324	1,816,338	303	1,902,950	279	1,665,910	209	1,277,390	205	1,236,500	Δ 4	Δ 40,890	Δ 1.3	Δ 3.2



# 市川市中小企業融資制度に係る取扱金融機関の追加について

## 1. 現在の運用

現在、市川市中小企業融資制度の金融機関として、12行庫が取扱指定を受けております。その取扱金融機関は、市川市中小企業融資制度に係る以下の3つの条例施行規則に規定されています。

- ①市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則（第4条）
- ②市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則（第3条）
- ③市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則（第2条）

## 2. 改正理由及び内容

新たな取扱金融機関として、平成30年1月に第一勧業信用組合より本市融資制度取扱金融機関の追加の申請がされました。

第一勧業信用組合が本市の定める指定の要件を満たしている他、市川市公金管理協議会でも公金預入れ先として妥当との回答を得られたため、融資金融機関として追加することに伴い、本市融資制度に係る3つの条例施行規則に当該金融機関を加えるものであります。

現行	改正案	変更内容
(融資金融機関) (1) 株式会社千葉銀行 (2) 株式会社千葉興業銀行 (3) 株式会社京葉銀行 (4) 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 (5) 株式会社みずほ銀行 (6) 株式会社りそな銀行 (7) 株式会社三井住友銀行 (8) 東京ベイ信用金庫 (9) 東京東信用金庫 (10) 朝日信用金庫 (11) 小松川信用金庫 (12) 東栄信用金庫	(融資金融機関) (1) 株式会社千葉銀行 (2) 株式会社千葉興業銀行 (3) 株式会社京葉銀行 (4) 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 (5) 株式会社みずほ銀行 (6) 株式会社りそな銀行 (7) 株式会社三井住友銀行 (8) 東京ベイ信用金庫 (9) 東京東信用金庫 (10) 朝日信用金庫 (11) 小松川信用金庫 (12) 東栄信用金庫 (13) 第一勧業信用組合	融資金融機関に第一勧業信用組合を追加する。

### 3. 申請に先立っての相談内容

- ・平成 29 年 11 月、第一勧業信用組合の担当者が来庁（篠崎支店長）。  
「市川市の融資制度取扱金融機関として追加してほしい」旨の説明あり。
- ・店舗は都内のみであるが、本市と浦安市を併せて既に 2,000 以上の顧客を有しており、さらなる顧客サービスの強化を図るため、本市の融資制度の取り扱いを行いたいとこと。

第一勧業信用組合 ・本部：東京都新宿区（設立：昭和 40 年 5 月 10 日）／店舗数：26  
 ・店舗は都内のみ（営業地区には市川市も含む）  
 ・千葉県制度融資取扱金融機関に追加される（平成 29 年 12 月 1 日）

- ・当組合が市川市取扱い金融機関に加えられれば、市川市内の中小企業者の資金調達に資するものと考えられる。

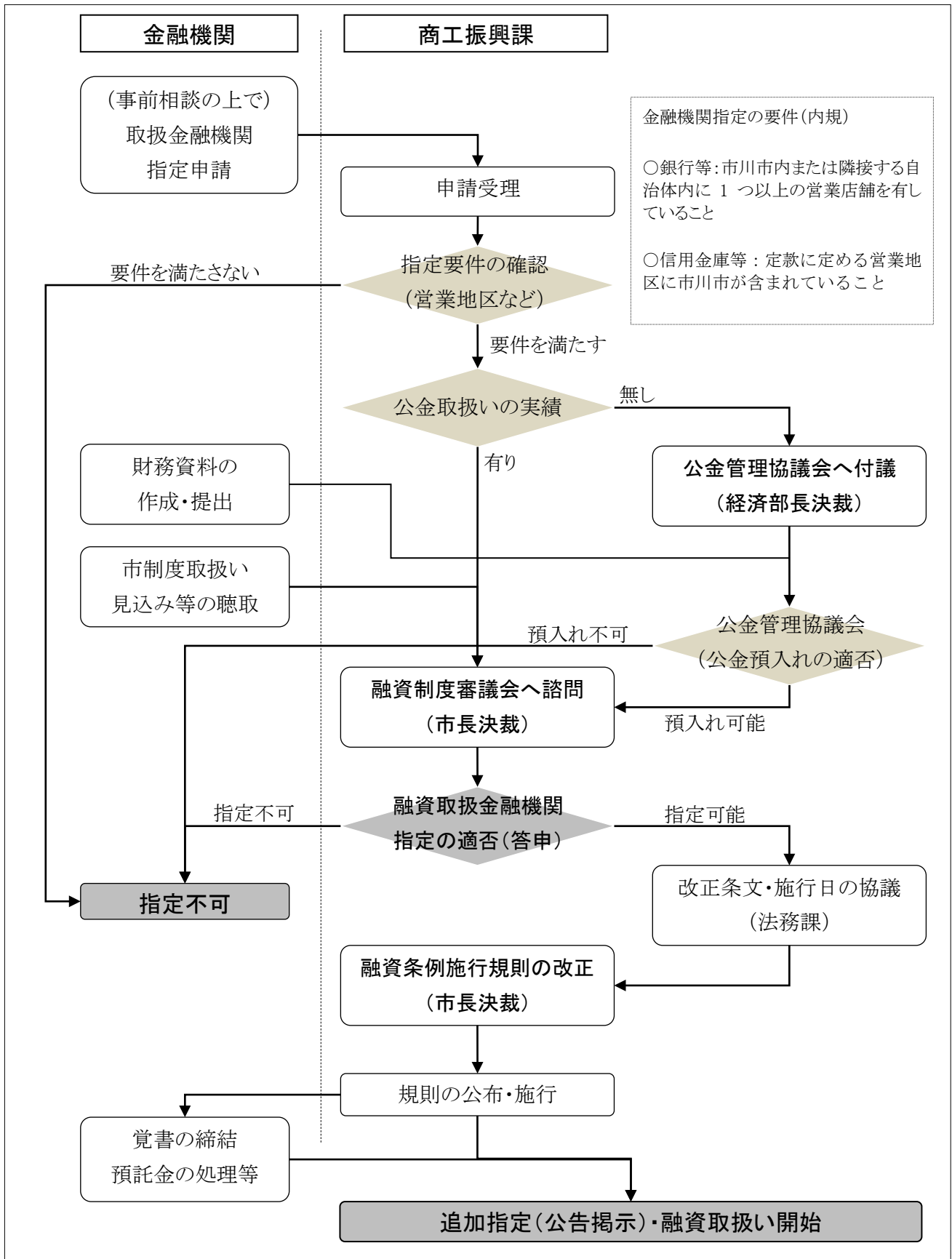
### 4. 審議会諮問までの経緯、及び今後の手続き概要

- ・申請（平成 30 年 1 月）を受理した後、店舗所在地や営業地区等の要件を満たすか確認  
 →商工振興課の内規で定める要件に適合確認  
 →（事前の聞き取りでの申請予定内容）  
 融資取扱見込額（年間）：  
 12 件（取組件数見込み）×300 万円（1 件あたりの平均融資額の見込み）≒3,600 万円  
 （市川市の公金取扱い実績が無い場合）会計課所管の「公金管理協議会」へ付議（2 月 2 日）  
 →預け入れ先として妥当との回答を得る。
- ・融資制度審議会へ諮問、審議  
 →（「追加可能」の答申を得られた場合）規則改正の決裁、公布、施行
- ・追加の公告、融資取扱い開始  
 →（平成 30 年 4 月 1 日から取扱い開始予定）

### 5. 参考資料

- 取扱金融機関の追加までの流れ（フロー図）  
 →別紙資料 2-2 参照

市川市中小企業融資制度 取扱金融機関追加の流れ



## 市川市中小企業融資制度に係る資金内容の変更について

**1. 現在の運用**

市の融資制度の申請要件は以下の3つの条例によって定められており、各条例で定める資金は国が定める信用保証制度を活用して、制度設計をしている。この市の制度設計に係る国の信用保証制度に見直しがあったことを受けて、市の融資制度の変更を行うものである。

- ①市川市中小企業資金融資及び利子補給条例（第3条）
- ②市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例（第7条）
- ③市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（第7条）

**2. 国の信用保証制度の見直し内容**

- ①改正目的：小規模企業者・創業者・新規中小企業者への資金面（融資）での支援拡充（経営支援）
- ②改正内容：以下のとおり

国が見直しをする 信用保証制度名	対象者	保証限度額の引き上げ
小口零細企業保証 (小規模企業者への安定的な資金調達を維持するための保証)	小規模企業者 (常時使用する従業員数が20人以下。 商業サービス業は5人以下。ただし、 宿泊業及び娯楽業は20人以下)	1,250万円→ <u>2,000</u> 万円
創業関連保証 (融資額と同額の自己資金を <u>求めない</u> 保証)	創業者（これから創業する方） 新規中小企業者（創業5年未満の方）	1,000万円→ <u>2,000</u> 万円

※創業関連保証に類似した創業等関連保証は、以下のとおり見直しは行われなかった。

国が見直しをしない 信用保証制度名	対象者	保証限度額の引き上げ
創業等関連保証 (創業者のうち個人に限って融資額 と同額の自己資金を <u>求める</u> 保証)	創業者（これから創業する方） 新規中小企業者（創業5年未満の方）	1,500万円（見直しなし）



### 3. 市川市中小企業融資制度の変更内容

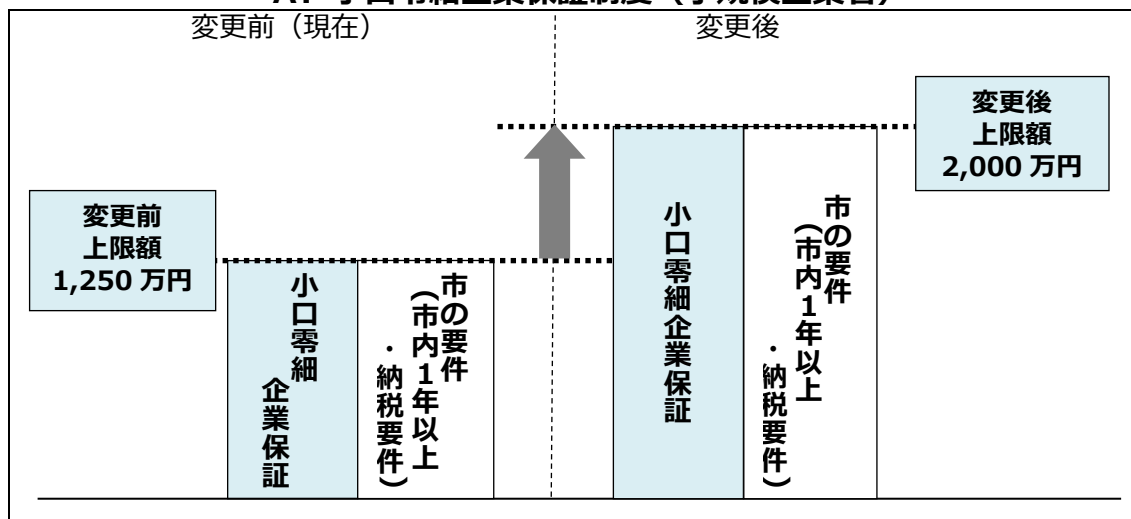
(1) 変更目的：国の信用保証制度の見直しに伴う、市内の小規模企業者・創業者・新規中小企業者への資金面（融資）での支援拡充（経営支援）

(2) 変更内容

#### A. 小口零細企業保証制度資金

本市が変更をする 市融資制度資金名及び条例名	対象者	変更前	変更後
<b>【資金名】</b> 小口零細企業保証制度資金  <b>【条例名】</b> 市川市中小企業資金融資及び 利子補給条例	<b>【小規模企業者】</b> （常時使用する従業員数 が20人以下。商業サービ ス業は5人以下。ただし、 宿泊業及び娯楽業は20人 以下）	<b>【融資限度額】</b> <u>1,250万円</u>  <b>【活用する保証】</b> 小口零細企業保証	<b>【融資限度額】</b> <u>2,000万円</u>  <b>【活用する保証】</b> 小口零細企業保証

#### A. 小口零細企業保証制度（小規模企業者）

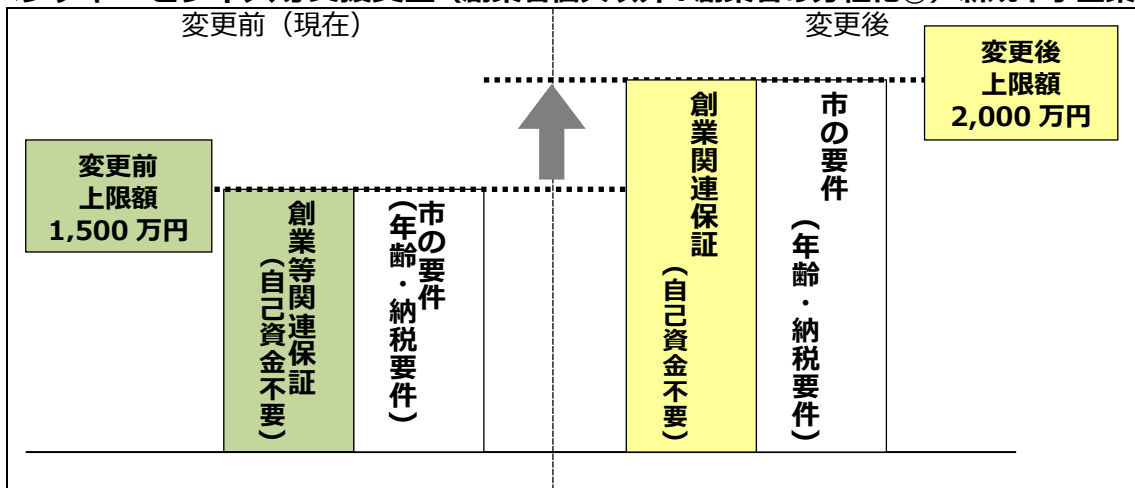


B. ベンチャービジネス等支援資金

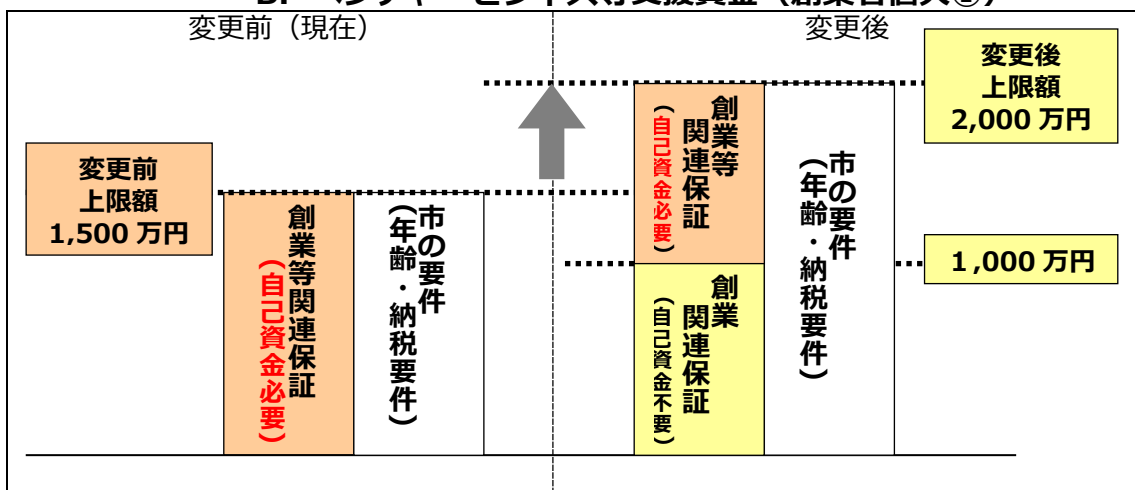
本市が変更をする 市融資制度資金名及び条例名	対象者	変更前	変更後
<b>【資金名】</b> ベンチャービジネス等支援資金 <b>【条例名】</b> 市川市ベンチャービジネス等支援資金 融資及び利子補給条例	<b>【創業者】</b> (これから創業する方) ①個人→個人事業主 →会社設立 ②会社→分社化 <b>【新規中小企業者】</b> (創業5年未満の方) ③個人事業主 ④会社	<b>【融資限度額】</b> 1,500万円 <b>【活用する保証】</b> 創業等関連保証	<b>【融資限度額】</b> 2,000万円 <b>【活用する保証】</b> 創業関連保証 (創業前の個人のみ) 創業関連保証及び 創業等関連保証の 併用)

※1,000万円を超える個人申請の創業者は、1,000万円を超える額については、創業等関連保証を利用し自己資金を現行と同様に必要とする。

B. ベンチャービジネス等支援資金（創業者個人以外：創業者の分社化②／新規中小企業者③④）



B. ベンチャービジネス等支援資金（創業者個人①）



4. 市川市中小企業融資制度の条例改正施行日

平成 30 年 4 月 1 日（国の保証の見直しに係る法律・要綱の施行日に合わせ、市融資制度条例は同日施行）



## 市川市中小企業融資制度に係る利率及び利子補給率の運用について

## 1. 現状の運用

市川市中小企業融資制度の利用者が融資資金について融資金融機関に利子を支払ったときに、当該利子に係る融資の元本の残高に応じ、年 5.0%の範囲内で条例施行規則に定める利子補給を行っている。

また、市川市中小企業融資制度における最も利用件数の多い小口零細企業保証制度資金の設定は、利用者が実質的に負担する自己負担金利（同制度の融資利率から利子補給率を差し引いたもの）が、最も利用件数の多い融資期間「3年超～5年以内」で、概ね長期プライムレート（金融機関が最も信用度の高い優良企業に対して、長期で貸し出す際の最優遇金利）と同程度になるように行っている。

## 2. 運用の参考となる経済指標の推移

## (1) 長期プライムレート

長期プライムレートは適宜、見直しが行われているが、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大きな変動はみられなかった。

（融資期間：3年超～5年以内の場合）

	利率		利子補給率		自己負担金利
小口零細企業保証制度資金	2.1%	－	1.2%	=	0.9%

	平成 28 年	平成 29 年
長期プライムレート	0.90%～1.00%	0.95%～1.00%

## (2) 国内企業物価指数・消費者物価指数（平成 27 年を基準年として 100 とする。）（年平均）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
国内企業物価指数	100	96.5	98.2
消費者物価指数	100	100.4	100.2

## (3) 中小企業業況判断指数（各年の最小値と最大値を記載）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
製造業	0～+1	－5～+1	+5～+15
非製造業	+3～+5	0～+4	+4～+9

## 3. 経済指標を踏まえての運用

自己負担金利を設定する際に最も目安となる長期プライムレートは、平成 29 年 7 月に 0.95%から 1.00%に引き上げが行われたものの、小口零細企業保証制度資金の自己負担金利はほぼ同程度となっている。

また、「国内企業物価指数」「消費者物価指数」においては特段大きな変動が見られないことや、「中小企業業況判断指数」においてはリーマンショック以降、回復傾向にはあり、平成 29 年には大きな指数の改善傾向が伺えたものの、中小企業を取り巻く経営環境は、雇用環境の改善により、人手不足や人件費の上昇といったコストアップ要因等もあり、以前として厳しい状況にある。このような状況を踏まえ、平成 30 年度も現在の利率・利子補給率と同様の運用が望ましいと判断されます。

本市中小企業融資制度の利率及び利子補給率の運用にあたり、参考とする経済指標

I. 長期プライムレート

長期プライムレートは、金融機関が最も信用度の高い優良企業（一流企業）に対して、長期（1年以上の期間）で貸し出す時の最優遇貸出金利です。通常、各企業への貸出金利（融資金利）については、本レートをもとに、信用リスク等の大きさに応じて、上乘せ金利を付加して決定されます。

大企業と比べて担保や信用が少ない小規模企業者は、融資を受けにくく、また融資を受けた場合でも金利が高くなります。これに対して、本市では小規模事業資金と小口零細企業保証制度資金により、市内の小規模企業者が、大企業とほぼ同じ条件で融資を受けられるように、事業の機会の均等を図っています。

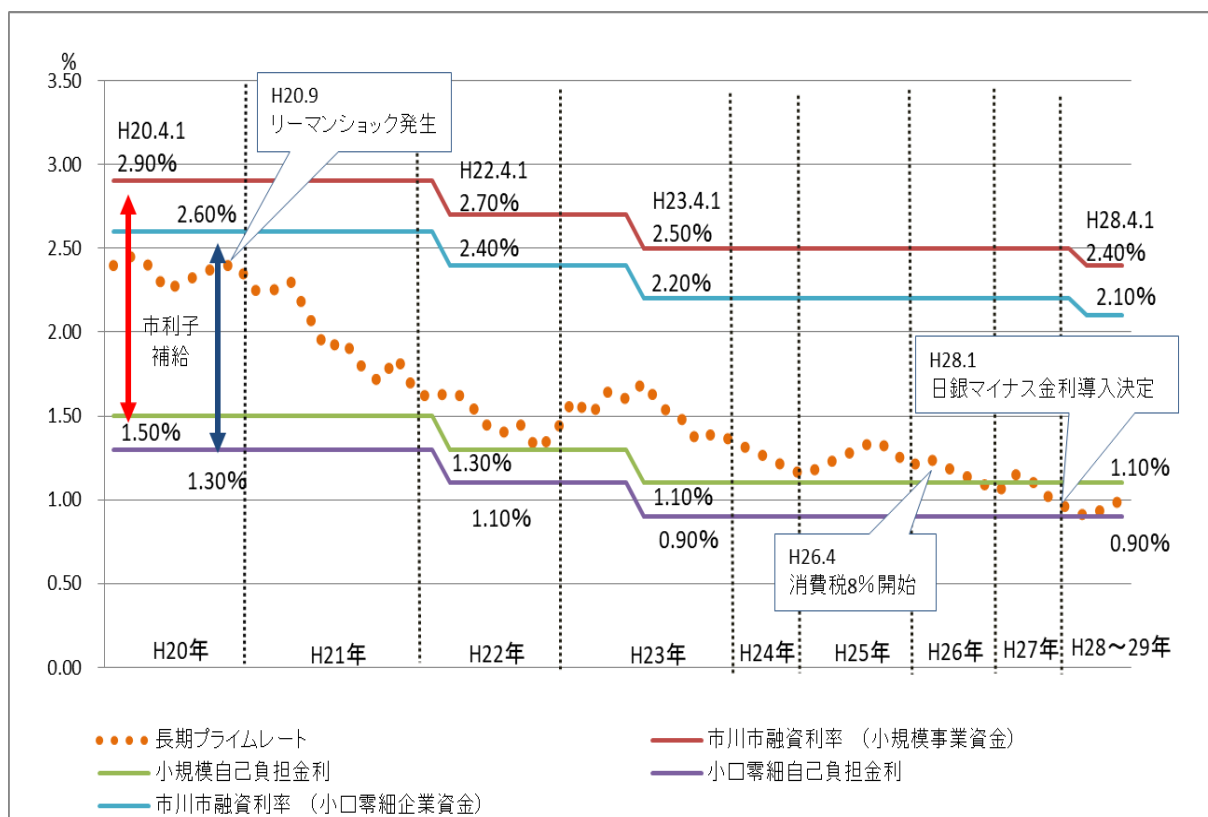
〔表1：長期プライムレートと市融資制度利率の推移〕

年月	H20.4	H22.4	H23.4	H28				H29.7	
				H28.2	H28.4	H28.7	H28.8		
小口零細	市融資制度利率①	2.60%	2.40%	2.20%	2.20%	2.10%	2.10%	2.10%	2.10%
	利子補給率②	1.30%	1.30%	1.30%	1.30%	1.20%	1.20%	1.20%	1.20%
	自己負担金利 (①-②)	1.30%	1.10%	0.90%	0.90%	0.90%	0.90%	0.90%	0.90%
小規模	市融資制度利率③	2.90%	2.70%	2.50%	2.50%	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%
	利子補給率④	1.40%	1.40%	1.40%	1.40%	1.30%	1.30%	1.30%	1.30%
	自己負担金利 (③-④)	1.50%	1.30%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%
長期プライムレート		2.40%	1.60%	1.60%	1.00%	0.95%	0.90%	0.95%	1.00%

※市融資制度利率は、小規模事業資金及び小口零細企業保証制度資金で最も利用の多い融資期間である「3年超から5年以内まで」の利率です。

※長期プライムレート（出典）：日本銀行ウェブサイト

〔グラフ1：長期プライムレートと市融資制度の利率の推移〕





【表 2：中小企業業況判断指数の推移】

年	長期プライムレート（変更実施日）	備考
H20	【最低値】 2.25%（H20.8.8） 【最高値】 2.45%（H20.6.10）	H20.9 リーマンショック発生
H21	【最低値】 1.65%（H21.12.10） 【最高値】 2.30%（H21.4.10）	
H22	【最低値】 1.30%（H22.10.8） 【最高値】 1.65%（H22.4.9）	H23.3.11 東日本大震災発生
H23	【最低値】 1.35%（H23.8.10） 【最高値】 1.70%（H23.4.8）	
H24	【最低値】 1.20%（H24.11.9） 【最高値】 1.35%（H24.3.9）	
H25	【最低値】 1.15%（H25.2.8） 【最高値】 1.35%（H25.7.10）	
H26	【最低値】 1.10%（H26.12.10） 【最高値】 1.25%（H26.1.10）	H26.4.1 消費税 8%開始
H27	【最低値】 1.05%（H27.1.9） 【最高値】 1.15%（H27.2.10）	
H28	【最低値】 0.90%（H28.7.8） 【最高値】 1.00%（H28.2.10）	H28.1.29 日銀マイナス金利導入（2.16 の預入より導入） H28.6.1 消費税 10%開始を H31.10 に延長
H29	【最低値】 1.00%（H29.7.11） 【最高値】 1.00%（H29.7.11）	

※日本銀行作成資料の公表データより転載

※平成 29 年は 7 月 11 日の変更実施 1 回のみ

※平成 20 年は、4 月から 12 月までの最低値・最高値を記載

## II. 国内企業物価指数と消費者物価指数

国内企業物価指数及び消費者物価指数は、平成 27 年を基準年とした場合の物価の推移を「表 3」及び「グラフ 2」で示しています。平成 28 年及び平成 29 年は両物価指数とも、物価の大きな変動が見られておりません。

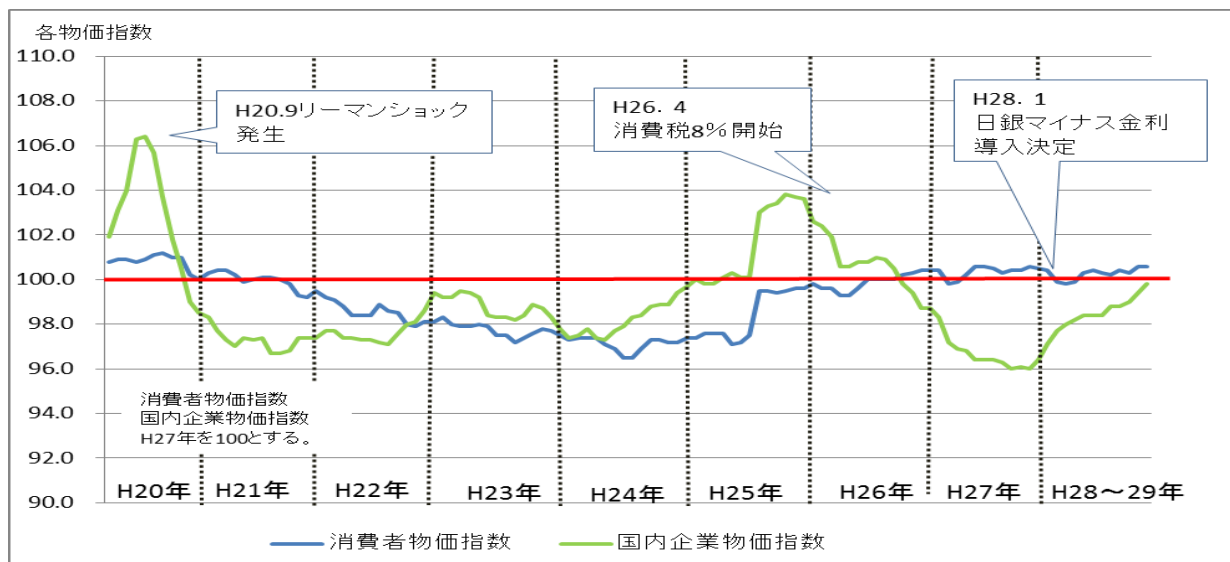
【表 3：国内企業物価指数及び消費者物価指数の推移】

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
国内企業物価指数	103.7	97.5	97.4	98.8	98.0	99.2	102.4	100.0	96.5	98.6
消費者物価指数	101.0	100.1	98.9	97.9	97.4	97.2	99.0	100.0	100.4	100.2

※国内企業物価指数（出典）：日本銀行ウェブサイト。

※消費者物価指数（出典）：総務省統計局ウェブサイト。指数は、食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合。両物価指数とも、表中の数値は年平均値（平成 29 年は 1 月から 11 月までの平均値）。

【グラフ 2：国内企業物価指数及び消費者物価指数の推移】



### Ⅲ 中小企業業況判断指数

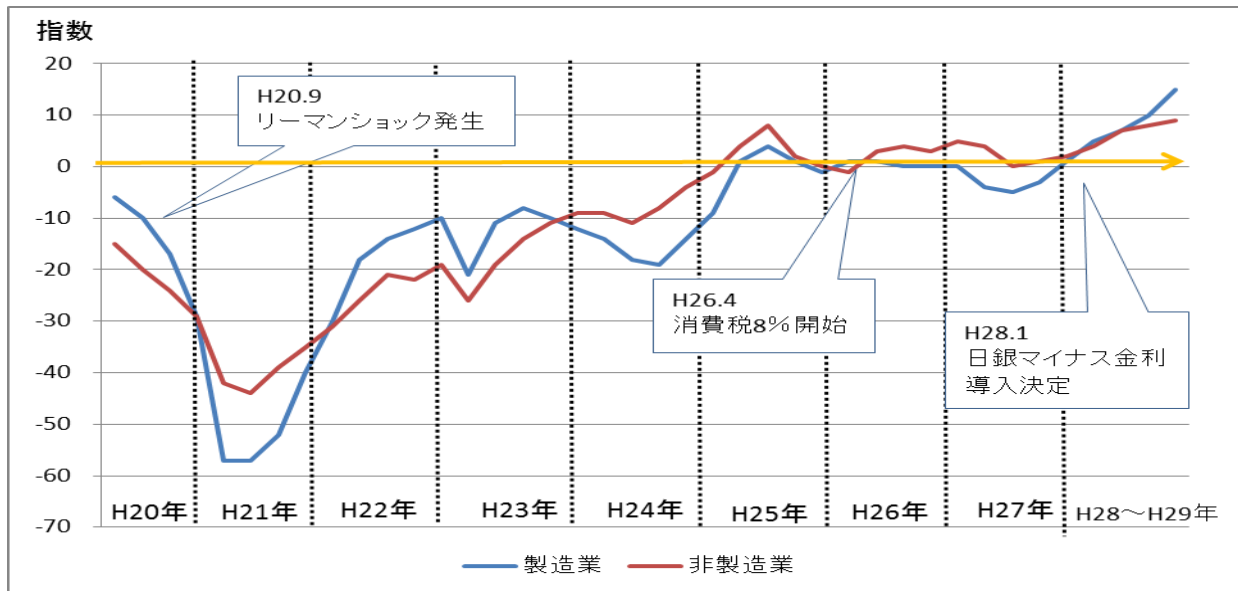
中小企業業況判断指数は、日本銀行が四半期に一度発表する主要（全国）企業短期経済観測調査（日銀短観）の中心となる数値指標です。景気が良いと判断した企業の割合から、悪いと判断した企業の割合を引いた数値で、「良い」だけであれば100、「良い」と「悪い」と同数であれば0となり、プラスであれば景気は上向いていると判断するなど、景気の転換点を見るのに用いられます。

〔表4：中小企業業況判断指数の推移〕 各年の最小値と最大値を記載

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
製造業	-6～ -29	-40～ -57	-12～ -30	-8～ -21	-10～ -18	+1～ -19	+4～ -1	0～ +1	-5～ +1	+5～ +15
非製造業	-15～ -29	-35～ -44	-21～ -31	-14～ -26	-9～ -11	+4～ -8	+8～ -1	+3～ +5	0～ +4	+4～ +9

※中小企業業況判断指数（出典）：日本銀行ウェブサイト

〔グラフ3：中小企業業況判断指数の推移〕





## IV 貸出約定平均金利

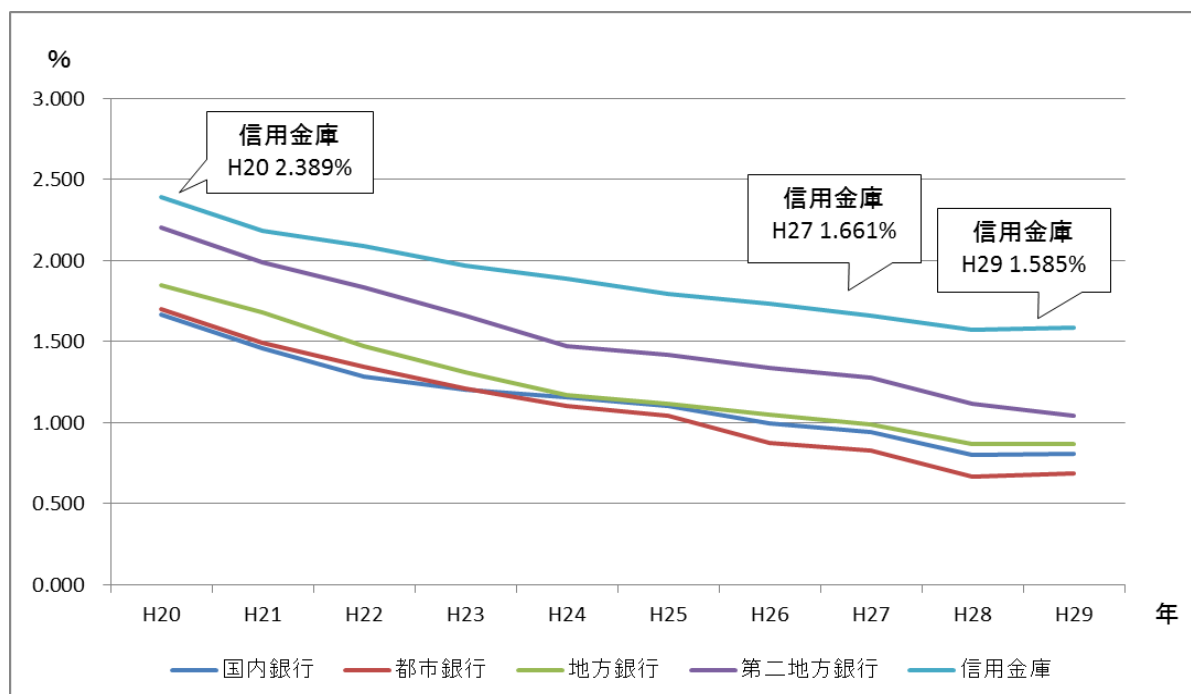
〔表 5 : 貸出約定平均金利の推移〕

(単位 : %)

年	国内銀行				信用金庫
	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行		
H20	1.665	1.699	1.849	2.201	2.389
H21	1.458	1.494	1.678	1.986	2.182
H22	1.286	1.343	1.472	1.832	2.088
H23	1.206	1.210	1.309	1.659	1.965
H24	1.155	1.100	1.170	1.475	1.885
H25	1.102	1.041	1.116	1.415	1.791
H26	0.996	0.872	1.049	1.355	1.735
H27	0.941	0.831	0.986	1.280	1.661
H28	0.803	0.669	0.868	1.117	1.570
H29	0.806	0.684	0.869	1.043	1.585

※日本銀行作成資料の公表データより転載（平成 29 年は 1 月から 11 月までの平均値）

〔グラフ 4 : 貸出約定平均金利の推移〕



## 市川市中小企業融資制度の融資利率及び利子補給率の推移

## (1) 市制度の融資利率

【平成 29 年 12 月末現在】(単位:%)

実施日	(融資期間) 1 年以内	1 年超～ 3 年以内	3 年超～ 5 年以内	5 年超～ 7 年以内	7 年超～ 10 年以内	10 年超～ 12 年以内
(S60 年代)						
[最低] 63.7.1	4.88	5.10	5.30	5.50	5.70	—
[最高] 60.6.1	6.00	7.10	7.30	7.60	—	—
H9.12.1	2.50	2.90	3.20	3.50	3.70	3.90
H11.7.1	2.30	2.70	3.00	3.20	3.50	—
H13.4.1	2.20	2.60	2.90	3.10	3.40	—
H15.4.1	2.00	2.40	2.60	2.90	3.20	—
H20.4.1	2.30 (2.00)	2.70 (2.40)	2.90 (2.60)	3.20 (2.90)	3.50 (3.20)	—
H22.4.1	2.10 (1.80)	2.50 (2.20)	2.70 (2.40)	3.00 (2.70)	3.30 (3.00)	—
H23.4.1	1.90 (1.60)	2.30 (2.00)	2.50 (2.20)	2.80 (2.50)	3.10 (2.80)	—
H28.4.1	1.80 (1.50)	2.20 (1.90)	2.40 (2.10)	2.70 (2.40)	3.00 (2.70)	—

※平成 20 年度以降の ( ) 内利率は「小口零細・独立・ベンチャー」の各資金に適用

## (2) 市制度の利子補給率

(単位:%)

実施日	一般資金	公害・環境	独立・ベンチャー	空き店舗
H2.5.1	2.50	(全額)	—	—
H11.7.1	2.00 (※1 2.50)	〃	—	—
H13.7.1	1.90 (※1 2.50)	〃	2.30 (※1 2.50)	—
H15.4.1	1.60 (※1 2.30)	〃	2.00 (※1 2.30)	—
H16.4.1	1.30	2.00	2.00	1.30
H20.4.1	[小口零細] 1.30 [小規模] 1.40	2.10	2.00	1.40
H28.4.1	[小口零細] 1.20 [小規模] 1.30	2.00	[独立]1.90 [ベンチャー] ・1年以内 1.30(※2 1.50) ・1年越～3年以内 1.70(※2 1.90) ・3年越～5年以内 1.90 ・5年越～7年以内 1.90	1.30

※1 ( ) 内補給率は「融資期間が 5 年を超える設備資金」の場合に適用

※2 ( ) 内補給率は「特定要件に掲げる者が、特定期間内に申請した」場合に適用



## 平成 30 年度 融資制度関係の予算案について

**1. 預託金 900,000 千円（前年度 947,000 千円）**

本市融資制度の取扱金融機関として指定をしている 13 行庫に対して、本市融資制度を利用する中小企業者への融資を行う際の前年度原資として総額 900,000 千円を預託する。

なお、平成 30 年度より、商工組合中央金庫への預託は行いません（平成 29 年度預託金額 47,000 千円）。

**2. 中小企業融資制度利子補給金 66,601 千円（前年度 70,038 千円）**

市融資制度を利用中の事業者に対し、借入れ実行から 5 年間を限度に利子の一部を補給することにより、金利負担を軽減し、中小企業者の経営安定と事業振興を図るものです。

市川市中小企業融資制度は、平成 28 年 4 月より利子補給率を引き下げっており、その引き下げ後に融資申請を行った利子補給者の利子補給件数に占める割合が増加することを受けて、平成 29 年度より減額となりました。

**3. 代位弁済損失補償金 5,000 千円（前年度 5,000 千円）**

市融資制度を利用中の事業者が、倒産等の事情により金融機関への返済ができなくなった場合、千葉県信用保証協会が事業者に対して金融機関に対し、「代位弁済」を行います。

代位弁済が行われた後、本市は代位弁済を行った千葉県信用保証協会に対して、代位弁済額の 5%～20%（保険種別により率が異なる）を損失補償金として支払うものです。

## 平成30年度預託金配分額及び融資限度額一覧(案)

平成29年12月31日現在  
金額の単位:千円

金融機関名	預入 店舗名	平成29年度			平成29年12月末時点	平成30年度(案)				備考
		預託金額	協調倍率	融資限度額	融資残高	預託金額	(前年度比)	協調倍率	融資限度額	
みずほ銀行	市川	35,000	7倍	245,000	172,115	38,000	3,000	7倍	266,000	
三菱東京UFJ銀行	八幡	14,000	7倍	98,000	52,013	16,000	2,000	7倍	112,000	
三井住友銀行	本八幡	18,000	7倍	126,000	56,432	16,000	2,000	7倍	112,000	
りそな銀行	市川	14,000	7倍	98,000	53,089	16,000	2,000	7倍	112,000	
千葉銀行	市川	205,000	7倍	1,435,000	932,733	178,000	27,000	7倍	1,246,000	
千葉興業銀行	八幡	62,000	7倍	434,000	331,380	67,000	5,000	7倍	469,000	
京葉銀行	本八幡	129,000	7倍	903,000	697,864	135,000	6,000	7倍	945,000	
東京ベイ信用金庫	本店	188,000	7倍	1,316,000	954,460	183,000	5,000	7倍	1,281,000	
東京東信用金庫	本八幡	103,000	7倍	721,000	497,556	98,000	5,000	7倍	686,000	
朝日信用金庫	行徳駅前	94,000	7倍	658,000	561,030	110,000	16,000	7倍	770,000	
東栄信用金庫	浦安	8,000	7倍	56,000	7,128	7,000	1,000	7倍	49,000	
小松川信用金庫	市川南	30,000	7倍	210,000	130,330	30,000	0	7倍	210,000	
第一勧業信用組合	—	0	7倍	0	0	6,000	6,000	7倍	42,000	
市制度計		900,000	—	6,300,000	4,446,130	900,000	—	—	6,300,000	
商工組合中央金庫	千葉	47,000	—	—	—	0	—	—	—	

※預託金は、基礎配分額として金融機関一律に600万円を配分後、預託金総額から一律配分の合計額を差し引いたものを平成30年1月末時点の融資残高を用いて按分をする。  
なお、上記の金融機関別預託金額は平成30年1月末時点の融資残高がまだ出ていないため、前月の平成29年12月末の実績を用いて按分をしたものである。

## 市川市中小企業融資制度審議会委員名簿

平成29年10月1日現在

氏名		選出区分	任期	備考
委員	松井 努	市議会 議長	H29. 6. 16～	
委員	田中 幸太郎	市議会 建設経済委員会 委員長	H29. 6. 19～	
委員 (副会長)	所 眞木宙	商工会議所 代表者	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31	
委員 (会長)	引野 末雄	学識経験者	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31	
委員	山崎 忠弘	学識経験者	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31	
委員	野口 哲也	学識経験者	H29. 2. 6～ H30. 3. 31	



# 市川市中小企業融資制度 融資のしおり(平成29年度版)

平成29年4月現在

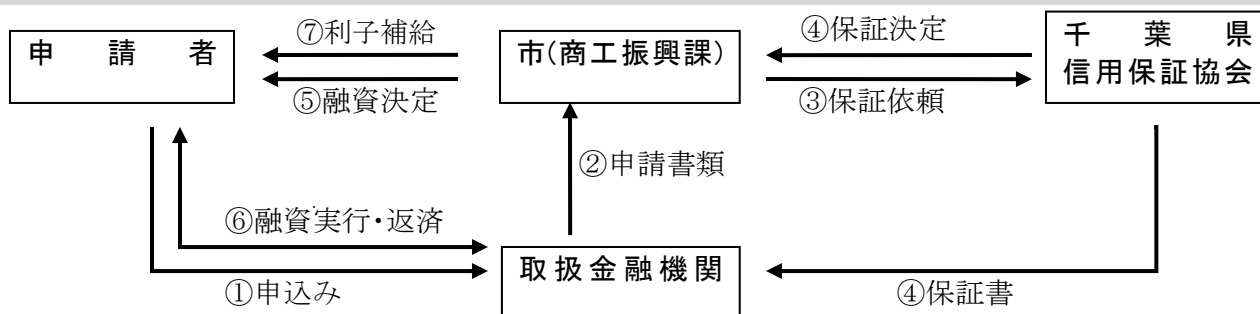
市川市中小企業融資制度は、市内中小企業の経営基盤の強化と経営の安定化のために必要な事業資金を融資するものです。

## 1. 利用区分と資金種別(詳細は中面の一覧表をご確認ください)

区分			利用できる資金
市内中小企業者 ※市民税、および 法人市民税を 完納していること	事業経歴 1年以上	小規模企業者 (従業員が一定の人数以下)	小口零細企業保証制度資金
			小規模事業資金
		上記以外	商店街空き店舗等利用資金
			環境管理対策資金
	市内開業予定者(個人のみ)		公害防除資金
	市内開業予定者、または 事業経歴5年未満の者		独立支援資金
		ベンチャービジネス等支援資金	

※信用保証協会の保証対象外業種(農林漁業・遊興娯楽業・土地売買業(投機目的)・金融業等)は、本制度の対象外です。

## 2. 申込みから融資までの手続きの流れ



- ①申請者は、取扱金融機関に融資の申込みをします。
- ②取扱金融機関から市に申込書類が提出され、申込みが受けられます。
- ③市は、融資利用の要件を確認した後、千葉県信用保証協会に対して融資の信用保証を依頼します。
- ④千葉県信用保証協会による審査の後、信用保証の保証承諾の有無について、市と取扱金融機関に回答があります。
- ⑤市は、千葉県信用保証協会の回答(保証承諾)に基づいて、融資決定通知書を申請者に送付します。
- ⑥取扱金融機関は、市の融資決定を受けた申込み案件に対し、融資を実行します。
- ⑦市は、返済状況等の要件を確認し、支払利息の一部を利子補給金として交付します(年2回)。

<お問い合わせ先>市川市 経済部 商工振興課(融資担当)  
〒272-0021 市川市八幡3丁目3番2-408号 電話 047-711-1140

[申請に必要な書類](※下記以外の書類についても、必要に応じてご提出いただく場合があります。)

1. すべての資金種別で必須の書類

(1) 市指定様式	・中小企業資金融資申請書 ・市民税納付状況の調査に係る承諾書、委任状 ・個人情報の取扱いに関する同意書	
(2) 千葉県信用保証協会所定の様式	・信用保証委託申込書 ・信用保証依頼書 ・信用保証委託契約書 ・個人情報の取扱いに関する同意書(協会用)	
(3) その他	・代表者個人の市(県)民税納税証明書(申込日より、必要書類が異なります。)	
融資申込 受付	平成 29 年 4 月～平成 29 年 7 月	→平成 28 年度市(県)民税納税証明書(原本)
	平成 29 年 8 月～平成 30 年 2 月	→平成 28・29 年度市(県)民税納税証明書(原本)
	平成 30 年 3 月	→平成 29 年度市(県)民税納税証明書(原本)
・法人市民税納税証明書(原本)(直近決算期のみ。ベンチャーは、新規中小企業者(法人)で事業経歴がある場合) ・印鑑証明書の写し(個人・法人。法人の場合は、法人分+代表者個人分) ・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し/会社定款の写し(法人のみ。ベンチャーは法人で事業経歴がある場合) ・確定申告書(決算書)の写し(直近決算期を含む 2 期分。ベンチャーは、事業経歴がある場合 1 期分) ※独立支援資金は、(3)の項目の書類は、代表者個人の市(県)民税納税証明書及び印鑑証明書の写しを除き、必要ありません。		

2. 資金種別によって必要な書類

(1) 独立支援資金・・・資金計画書/事業計画書【協会様式】、勤続退職証明書【協会様式】、資格証明書の写し、 職業訓練等修了証明書(公共職業能力開発施設における職業訓練等)
(2) ベンチャービジネス等支援資金(創業者)・・・創業・再挑戦計画書【協会様式】、自己資金確認書(預金残高証明書・ 預金通帳のコピー等で、本人名義の自己資金額を確認できるもの)

3. 申請内容や申請者の業種などに応じて必要な書類

(1) 決算期から 6 ヶ月以上経過の場合・・・試算表、または月別売上表(ベンチャーは 1 年未満の事業経歴がある場合)
(2) 用途が設備資金の場合・・・見積書写し/契約書写し、設備資金検討表【協会様式】(必要に応じて)
(3) 建築確認が必要な建物等の場合・・・建築確認に係る確認済証の写し
(4) 店舗等物件の賃貸者契約を結ぶ場合・・・賃貸借契約書(必要に応じて、店舗所在地の地図等も添付が必要)
(5) 賃借物件の改装工事等を行う場合・・・改装承諾書【協会様式】(賃貸者契約書に特記事項がある場合は不要)
(6) 許認可が必要な業種の場合・・・許認可証の写し
(7) 飲食業(スナック、喫茶店等)の場合・・・宣誓書(飲食業)【協会様式】
(8) 建設業(軽微な建設工事のみの請負業者)の場合・・・宣誓書(建設業)【協会様式】、受注明細書【協会様式】
(9) 保証人を付す場合・・・保証人等明細
(10) 担保を付す場合・・・不動産登記簿謄本、担保物件公図及び案内図
(11) 外国人の場合・・・住民票及び在留カード写し(在留資格及び期限、就労制限の有無が確認できることが必要。)

※市公式 Web サイトで一部を除き、申請書式の掲載があります。http://www.city.ichikawa.lg.jp/eco01/1111000003.html

[取扱金融機関・店舗一覧](統一金融機関コード順)

<b>【みずほ銀行】</b>	<b>【りそな銀行】</b>	<b>【千葉興業銀行】</b>	<b>【東京ベイ信用金庫】</b>
本八幡 335-5311	船橋 047-423-4701	東松戸 710-2211	本店 326-1111
松戸 365-0111	行徳 357-6161	市川 326-8111	八幡 334-2511
行徳 356-8111	市川 334-0185	八幡 335-3161	行徳 357-2111
市川 326-4341		中山 334-1717	宮久保 371-3471
西葛西 03-5696-6001	<b>【千葉銀行】</b>	原木中山 335-2121	矢切 363-7171
	松戸 364-2101	浦安 354-3711	大野 338-1111
<b>【三菱東京UFJ銀行】</b>	市川 322-0161	<b>【京葉銀行】</b>	<b>【朝日信用金庫】</b>
小岩 03-3658-2151	本八幡 322-0181	中山 335-6101	行徳駅前 397-6211
八幡 323-1671	浦安 351-2141	本八幡 378-2511	
浦安 354-3341	中山 334-1145	北方 336-1181	<b>【東京東信用金庫】</b>
市川八幡 323-2125	西船橋 047-434-3311	浦安 351-2101	市川 373-8411
市川 322-3531	行徳 397-7111	行徳 356-9111	市川南 323-1535
	高塚 391-5221	原木中山 393-1511	本八幡 378-3561
<b>【三井住友銀行】</b>	松飛台 386-7111	市川 324-2121	南行徳 356-7811
本八幡 333-3371	矢切 365-2181	矢切 362-8011	
行徳 396-3111	新浦安 354-2011		<b>【東栄信用金庫】</b>
市川 326-1641	南行徳 358-4001		浦安 352-1111
江戸川 03-3677-2221	本八幡南 377-8751		
			<b>【小松川信用金庫】</b>
			市川南 378-2711

市川市中小企業資金融資一覧表(平成 29 年度版)

資金種類 (注 1～5)	責任共有 (注 6)	資金概要・融資対象者	資金 用途 (注 7)	融資 限度額 (単位:万円)	融資期間 (注 8)	融資利率	利子補給率 (注 9・10)	信用保証料率等																																
小規模事業資金	小口零細企業保証制度資金	<p>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる小規模企業者(常時使用する従業員数が20人以下。商業サービス業は5人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は20人以下)が事業に必要なとする資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☞ 商業とは卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。</li> <li>☞ 当資金の申込みにあたり、千葉県信用保証協会が設けている小口零細企業保証制度の要件を満たすことが必要です。</li> <li>☞ 既存の信用保証協会の保証付き融資残高(市川市中小企業融資制度以外の利用も含む)がある場合は、1,250万円から当該残高を減じた額が融資限度額となります。</li> </ul>	運転 設備	1,250	<p>【運転資金】 7年以内 (据置期間: 6ヶ月以内)</p> <p>【設備資金】 7年以内 (据置期間: 1年以内)</p>	<table border="1"> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> <tr> <td>①1年以内</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>②1年超～3年以内</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>③3年超～5年以内</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>④5年超～7年以内</td> <td>2.4%</td> </tr> </table> <p>☞小口零細企業保証制度資金に7年超～10年以内の設定はありません。</p>	融資期間	適用利率	①1年以内	1.5%	②1年超～3年以内	1.9%	③3年超～5年以内	2.1%	④5年超～7年以内	2.4%	①～④1.2%	<p>&lt;個人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎貸借対照表を作成している場合: 状況に応じて9段階(下表B)</li> <li>◎貸借対照表が未作成の場合: 一定料率(年1.35%)</li> <li>◎特別小口保険適用の場合: 一定料率(年1.00%)</li> </ul> <p>&lt;法人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎状況に応じて9段階(下表B)</li> </ul>																						
	融資期間	適用利率																																						
①1年以内	1.5%																																							
②1年超～3年以内	1.9%																																							
③3年超～5年以内	2.1%																																							
④5年超～7年以内	2.4%																																							
小規模事業資金	対象	<p>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる小規模企業者(常時使用する従業員数が20人以下。商業サービス業は5人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は20人以下)が事業に必要なとする資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☞ 商業とは、卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。</li> </ul>	運転 設備	2,000	<p>【運転資金】 5年以内 (据置期間: 6ヶ月以内)</p> <p>【設備資金】 10年以内 (据置期間: 1年以内)</p>	<table border="1"> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> <tr> <td>⑤1年以内</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>⑥1年超～3年以内</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>⑦3年超～5年以内</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>⑧5年超～7年以内</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>⑨7年超～10年以内</td> <td>3.0%</td> </tr> </table> <p>☞小規模事業資金に7年超～10年以内の設定はありません。</p>	融資期間	適用利率	⑤1年以内	1.8%	⑥1年超～3年以内	2.2%	⑦3年超～5年以内	2.4%	⑧5年超～7年以内	2.7%	⑨7年超～10年以内	3.0%	⑤～⑧1.3%	<p>&lt;個人・法人とも&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎貸借対照表を作成している場合: 状況に応じて9段階(下表A)</li> <li>◎貸借対照表が未作成の場合: 一定料率(年1.15%)</li> </ul> <p>☞有担保保証(担保提供がある場合): 0.10%の割引</p>																				
融資期間	適用利率																																							
⑤1年以内	1.8%																																							
⑥1年超～3年以内	2.2%																																							
⑦3年超～5年以内	2.4%																																							
⑧5年超～7年以内	2.7%																																							
⑨7年超～10年以内	3.0%																																							
商店街空き店舗等利用資金	対象	<p>1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者(市内・市外は問わない)が、市内の商店街等で1カ月以上空き店舗となっている店舗で小売業、飲食業、一定のサービス業を開始するために必要とする資金</p>	運転 設備	2,000	<p>【運転資金】 5年以内 (据置期間: 6ヶ月以内)</p> <p>【設備資金】 10年以内 (据置期間: 1年以内)</p>	<table border="1"> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> <tr> <td>⑩1年以内</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>⑪1年超～3年以内</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>⑫3年超～5年以内</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>⑬5年超～7年以内</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>⑭7年超～10年以内</td> <td>2.7%</td> </tr> </table> <p>☞ベンチャービジネス等支援資金に7年超～10年以内の設定はありません。</p>	融資期間	適用利率	⑩1年以内	1.5%	⑪1年超～3年以内	1.9%	⑫3年超～5年以内	2.1%	⑬5年超～7年以内	2.4%	⑭7年超～10年以内	2.7%	⑤～⑨1.3%	<p>&lt;保証料率表&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>A: 責任共有 対象の資金</th> <th>B: 責任共有 対象除外の資金</th> </tr> <tr> <td>0.45%</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>0.60%</td> <td>0.70%</td> </tr> <tr> <td>0.80%</td> <td>0.90%</td> </tr> <tr> <td>1.00%</td> <td>1.10%</td> </tr> <tr> <td>1.15%</td> <td>1.35%</td> </tr> <tr> <td>1.35%</td> <td>1.60%</td> </tr> <tr> <td>1.55%</td> <td>1.80%</td> </tr> <tr> <td>1.75%</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>1.90%</td> <td>2.20%</td> </tr> </table>	A: 責任共有 対象の資金	B: 責任共有 対象除外の資金	0.45%	0.50%	0.60%	0.70%	0.80%	0.90%	1.00%	1.10%	1.15%	1.35%	1.35%	1.60%	1.55%	1.80%	1.75%	2.00%	1.90%	2.20%
融資期間	適用利率																																							
⑩1年以内	1.5%																																							
⑪1年超～3年以内	1.9%																																							
⑫3年超～5年以内	2.1%																																							
⑬5年超～7年以内	2.4%																																							
⑭7年超～10年以内	2.7%																																							
A: 責任共有 対象の資金	B: 責任共有 対象除外の資金																																							
0.45%	0.50%																																							
0.60%	0.70%																																							
0.80%	0.90%																																							
1.00%	1.10%																																							
1.15%	1.35%																																							
1.35%	1.60%																																							
1.55%	1.80%																																							
1.75%	2.00%																																							
1.90%	2.20%																																							
環境管理対策資金	対象	<p>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者が、以下の目的で要する資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇運転資金:ISO14001の認証取得のための研修、コンサルタント契約、登録</li> <li>◇設備資金:ISO14001の認証に基づき環境管理設備に要する資金</li> </ul> <p>☞市の環境担当課の承認が必要です。申込み前にご相談ください。</p>	運転 設備	2,500	<p>【運転資金】 5年以内 (据置期間: 6ヶ月以内)</p> <p>【設備資金】 10年以内 (据置期間: 1年以内)</p>	⑤1.8% ⑥～⑨2.0%																																		
公害防除資金	対象	<p>市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者が、市内の工場・事業所に公害防除施設の設置や改善、または工場の市内移転のために必要とする設備資金</p> <p>☞市の環境担当課の承認が必要です。申込み前にご相談ください。</p>	設備	2,500	<p>【運転資金】 5年以内 (据置期間: 6ヶ月以内)</p> <p>【設備資金】 10年以内 (据置期間: 1年以内)</p>	⑤1.8% ⑥～⑨2.0%																																		
独立支援資金	対象	<p>以下のいずれかに該当しており、市内で開業のために要する資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇同一の中小企業者が経営する市内の事業所に3年以上継続して勤務し、かつ、当該中小企業者と同一の事業を営もうとする個人</li> <li>◇法律に定める資格に基づき開業する個人</li> <li>◇創業者研修修了者</li> </ul> <p>☞開業の準備(店舗の賃貸契約や商品発注など)に着手していることが必要です。</p>	運転 設備	1,500 (市外 居住者: 1,000)	<p>【運転資金】 5年以内 (据置期間: 6ヶ月以内)</p> <p>【設備資金】 7年以内 (据置期間: 1年以内)</p>	⑩1.5% ⑪～⑭1.9%																																		
ベンチャービジネス等支援資金	対象除外	<p>「中小企業等経営強化法」に基づき、事業開始または事業継続のために必要とする資金</p> <p>【創業者(いずれも新たに市内に事業所を設置して、事業を開始するもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業をしておらず、新たに1月以内に開業する個人</li> <li>◇事業をしておらず、新たに2月以内に会社を設立して開業する個人</li> <li>◇中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに設立する中小企業者である会社</li> </ul> <p>☞個人の創業者は、借入金額と同額以上の自己資金を有することが条件です。</p> <p>【新規中小企業者(いずれも市内に事業所を有するもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業経歴5年未満の個人(事業開始以前に事業を営んでいなかった者)</li> <li>◇事業経歴5年未満の会社(会社設立の日以前に事業を営んでいなかった者)</li> </ul>	運転 設備	1,500 (市外 居住者等: 1,000)	<p>【運転資金】 5年以内 (据置期間: 6ヶ月以内)</p> <p>【設備資金】 7年以内 (据置期間: 1年以内)</p>	<table border="1"> <tr> <th>融資期間</th> <th>適用利率</th> </tr> <tr> <td>⑩1年以内</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>⑪1年超～3年以内</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>⑫3年超～5年以内</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>⑬5年超～7年以内</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>⑭7年超～10年以内</td> <td>2.7%</td> </tr> </table> <p>☞ベンチャービジネス等支援資金に7年超～10年以内の設定はありません。</p>	融資期間	適用利率	⑩1年以内	1.5%	⑪1年超～3年以内	1.9%	⑫3年超～5年以内	2.1%	⑬5年超～7年以内	2.4%	⑭7年超～10年以内	2.7%	⑩1.3%(1.5%) ⑪1.7%(1.9%) ⑫⑬1.9%	<p>◎一定料率 1件当たり年0.80%</p> <p>☞ベンチャービジネス等支援資金の「市外居住者等」は、以下に該当する場合</p> <p>【創業者】(申込み時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に居住していない、または居住期間が1年未満の個人</li> <li>○市内に事業所がない、または事業所保有期間が1年未満の会社</li> </ul> <p>【新規中小企業者】(申込み時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に居住していない個人</li> </ul>																				
融資期間	適用利率																																							
⑩1年以内	1.5%																																							
⑪1年超～3年以内	1.9%																																							
⑫3年超～5年以内	2.1%																																							
⑬5年超～7年以内	2.4%																																							
⑭7年超～10年以内	2.7%																																							

(注1) 融資資金の弁済は、元金均等です。(注2) 申請者が個人の場合は、原則として保証人は不要です。(注3) 申請者が法人の場合は、原則として代表者が連帯保証人となります  
(注4) 申請者が外国人の場合は、住民票等に記載の在留期間が融資期間を超えていることが必要です。(注5) 「小口零細企業保証制度資金」「ベンチャービジネス等支援資金」について、NPO 法人の場合は対応する信用保証がないため、利用が出来ません。  
(注6) 責任共有制度対象資金は、信用保証協会 80%、金融機関 20%の保証、対象除外資金は信用保証協会 100%の保証となります。(注7) 運転資金は、市内の本社が調達する場合、設備資金は市内に設備を設置する場合に限ります。  
(注8) 設備の減価償却期間が各資金に定める限度未満の場合は、減価償却期間以内になります(車輛は5年以内)。(注9) 利子補給は融資実行日から5年間を限度とし、上期(3月)・下期(9月)の年2回、金融機関を通じて申請者の口座に振込みます。  
(注10) 市民税または法人市民税完納要件は、全ての資金に該当し、利子補給金受領時にも一律に適用されます。(注11) 一定要件の利子補給率の詳細は、市川市公式 Web サイト(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/eco01/1111000003.html>)にてご確認ください。



中小企業融資及び利子補給に  
関する条例・規則集

平成 29 年度  
市 川 市

# 目 次

1	中小企業資金	
	(1)市川市中小企業資金融資及び利子補給条例	1
	(2)市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則	7
2	独立支援資金	
	(1)市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例	13
	(2)市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則	17
3	ベンチャービジネス等支援資金	
	(1)市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例	24
	(2)市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則	29

改正

平成19年9月25日条例第32号  
平成20年3月28日条例第2号  
平成20年3月31日条例第18号  
平成20年3月31日条例第19号  
平成23年3月28日条例第2号  
平成23年3月28日条例第4号  
平成23年3月28日条例第21号  
平成23年6月20日条例第30号  
平成25年9月18日条例第38号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例

市川市中小企業資金融資条例（昭和42年条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、事業に要する資金の調達が困難な中小企業者に対し、金融機関からの資金の融資を円滑にするとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、市内の中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有する法人及び個人をいう。
- （2） 小規模企業者 法第2条第3項に規定する小規模企業者のうち、市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有する法人及び個人をいう。
- （3） 小規模事業資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金のうち、小口零細企業保証制度資金以外のものをいう。
- （4） 小口零細企業保証制度資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金のうち、国が定める小口零細企業保証制度に基づき千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が債務の全額を保証するものをいう。
- （5） 商店街空き店舗等 商店街並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域内にある店舗その他の事業活動のための施設であって事業の用に供されていないもののうち規則で定める要件を備えるものをいう。
- （6） 商店街空き店舗等利用資金 商店街空き店舗等において小売業、飲食業又は規則で定めるサービス業を開始するために要する資金をいう。
- （7） 公害防除資金 市内の工場又は事業所から発生する公害を防除するために行う公害防除施設の設置若しくは改善又は工場移転（市内への移転に限る。）に要する資金をいう。
- （8） 環境管理対策資金 ISO14001（国際標準化機構が作成した環境管理に関する国際規格をいう。）の認証を取得するために要する資金をいう。

一部改正〔平成19年条例32号・25年38号〕



(融資対象者等)

**第3条** 前条第3号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる資金(以下「融資資金」という。)の融資対象者、融資限度額、使途、融資期間及び融資利率は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成19年条例32号〕

(融資の要件)

**第4条** 融資資金の融資を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
- (2) 融資対象となる施設は、市内に設置するものであること。
- (3) 市内で1年以上同一事業を継続して営んでいること。
- (4) 市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を完納していること。
- (5) 連帯保証人を付し、又は担保を提供することができること。
- (6) 保証協会の保証を受けることができること。

2 前項第3号の規定にかかわらず、商店街空き店舗等利用資金の融資を受けようとする者にあつては、同号に掲げる要件のうち事業を営んでいる場所が市内であることを要しない。

3 第1項第5号の規定にかかわらず、法第3条の3第1項に規定する特別小口保険の適用を受ける小規模企業者及び保証協会の審査において連帯保証人を付し、又は担保を提供する必要がないと判断された者にあつては、同号に掲げる要件を備えることを要しない。

一部改正〔平成19年条例32号・23年21号〕

(融資金融機関)

**第5条** 融資資金の融資を行う金融機関(以下「融資金融機関」という。)は、規則で定める。

(原資の預託)

**第6条** 市は、融資資金の融資を円滑に行わせるため、融資金融機関に融資資金の原資を預託するものとする。

(融資の方法)

**第7条** 融資資金の融資は、市長が適当と認めるものについて、融資資金の融資を受ける者と融資金融機関との間で金銭消費貸借契約(以下「融資契約」という。)を締結することにより行う。

2 市長は、前項の適当と認める融資について、融資資金の融資を受ける者に条件を付することができる。

(信用保証料)

**第8条** 融資資金の融資を受けた者(以下「借入者」という。)は、保証協会に信用保証料を支払わなければならない。

2 前項の信用保証料の料率は、保証協会の定めるところによる。

(弁済)

**第9条** 融資を受けた融資資金の弁済の方法は、原則として元金均等弁済とする。

2 融資を受けた融資資金は、融資契約で定めた融資の期間の満了の時までに弁済しなければならない。

3 融資を受けた融資資金について、市長が適当と認めるときは、融資のあった日の属する月の翌月から、運転資金にあつては6月を、設備資金にあつては1年を限度に、元本の弁済を猶予することができる。

(保証協会への損失補償)

**第10条** 市は、融資を受けた融資資金を保証協会が借入者に代わって弁済したときは、保証協会との契約に基づき、当該弁済した額の10分の2に相当する額の範囲内の額を保証協会に補償するものとする。

(保証協会及び融資金融機関の責任の共有等)

**第11条** 保証協会及び融資金融機関は、融資資金（小口零細企業保証制度資金を除く。）の融資について国が定める基準に従い責任を共有するものとする。

2 保証協会及び融資金融機関は、中小企業者に対し、相互に連携して融資資金の融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。

3 市は、前項の規定による経営支援について中小企業者に十分な周知を行う等、当該経営支援に協力するものとする。

追加〔平成19年条例32号〕

(利子補給)

**第12条** 市は、借入者が融資資金の融資について融資金融機関に利子を支払ったときは、当該利子を支払ったときの当該融資の元本の残高に応じ、年5.0パーセント以内で規則で定める率の利子補給を行うものとする。

2 前項の利子補給を行う期間は、融資契約で定めた融資の期間とする。ただし、当該期間が5年を超えるときは、5年とする。

一部改正〔平成19年条例32号〕

(返還等)

**第13条** 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入者に対し、融資を受けた融資資金を融資金融機関に一括して弁済させることができる。

(1) 融資を受けた目的以外の用途に融資資金を使用したとき。

(2) 第7条第2項の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により融資資金の融資を受けたとき。

2 市長は、借入者が利子補給を受けた後に繰上弁済又は一括弁済をしたことにより融資金融機関から既に支払った利子の返還を受けたときは、当該返還を受けた利子に係る利子補給金を返還させることができる。

3 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を受けた融資資金に係る利子補給を停止し、若しくは当該利子補給の決定を取り消し、又は融資を受けた融資資金に係る利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 融資を受けた目的以外の用途に融資資金を使用したとき。

(2) 第7条第2項の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により融資資金の融資を受けたとき。

(4) 融資契約のとおり融資資金を弁済しないとき。

(5) 市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有しなくなったとき。

(6) 市町村民税の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を滞納したとき。

(7) 融資資金に係る利子補給を決定したときに付した条件に違反したとき。

一部改正〔平成19年条例32号〕

(市川市中小企業融資制度審議会)

**第14条** 本市の中小企業者に係る融資制度について、市長の諮問に応じ調査審議するため、市川市中小企業融資制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成19年条例32号〕

（組織等）

**第15条** 審議会は、次に掲げる非常勤の委員6人をもって組織し、当該委員は、市長が委嘱する。

- （1） 議会の議長 1人
- （2） 議会の建設経済委員会の委員長 1人
- （3） 市川商工会議所の代表者 1人
- （4） 学識経験のある者 3人

2 委員の任期は、前項第1号及び第2号の委員にあつてはその職にある期間とし、同項第3号及び第4号の委員にあつては2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）とする。

3 第1項第3号及び第4号の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成19年条例32号・20年18号・19号・23年30号〕

（会長及び副会長）

**第16条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成19年条例32号〕

（会議）

**第17条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成19年条例32号〕

（事務）

**第18条** 審議会の事務は、経済部において処理する。

一部改正〔平成19年条例32号・20年2号・23年2号〕

（報酬及び費用弁償）

**第19条** 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成19年条例32号・23年4号〕

（委任）

**第20条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成19年条例32号〕

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（市川市中小企業育成資金利子補給条例の廃止）

2 市川市中小企業育成資金利子補給条例（昭和40年条例第30号）は、廃止する。

（経過措置）

3 改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の規定は、平成16年4月1日以後に同条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同日前に改正前の市川市中小企業資金融資条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け並びに前項の規定による廃止前の市川市中小企業育成資金利子補給条例の規定により申請のあった利子補給については、なお従前の例による。

（市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成19年9月25日条例第32号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月28日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年3月28日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月28日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条及び別表の規定は、平成23年4月1日以後に融資の申請のあった資金について適用し、同日前に融資の申請のあった資金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年6月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年9月18日条例第38号）

この条例は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**別表**（第3条関係）



種類	融資対象者	融資限度額	用途	融資期間	融資利率
小規模事業資金	小規模企業者	2,000万円	運転資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
			設備資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
小口零細企業保証制度資金	小規模企業者	1,250万円	運転資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
			設備資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
商店街空き店舗等利用資金	中小企業者であって、市内に所在する商店街空き店舗等において小売業、飲食業又は規則で定めるサービス業を開始するもの	2,000万円	運転資金	5年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
			設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
公害防除資金	中小企業者	2,500万円	設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
環境管理対策資金	中小企業者	2,500万円	運転資金	5年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
			設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で定める利率

備考

- 1 小規模事業資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円とする。
- 2 小口零細企業保証制度資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて1,250万円とする。ただし、小口零細企業保証制度資金の融資を受けようとする場合において、信用保証協会の保証を受けた融資の元本の残高があるときは、1,250万円から当該残高を減じて得た額とする。
- 3 商店街空き店舗等利用資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円とする。
- 4 環境管理対策資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,500万円とする。  
一部改正〔平成19年条例32号・23年21号〕

**改正**

平成17年3月31日規則第18号  
平成18年12月14日規則第81号  
平成19年10月1日規則第42号  
平成20年3月26日規則第7号  
平成21年4月1日規則第29号  
平成26年2月14日規則第2号  
平成27年3月23日規則第11号  
平成28年3月31日規則第24号  
平成28年3月31日規則第46号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則  
市川市中小企業資金融資条例施行規則（昭和43年規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、市川市中小企業資金融資及び利子補給条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（商店街空き店舗等の要件）

**第2条** 条例第2条第5号に規定する規則で定める要件は、1月以上事業の用に供されていないこととする。

一部改正〔平成19年規則42号〕

（規則で定めるサービス業）

**第3条** 条例第2条第6号に規定する規則で定めるサービス業は、次に掲げるとおりとする。

- （1） クリーニング業
- （2） 日用品のレンタル業
- （3） 医業
- （4） 写真業
- （5） 理容業及び美容業
- （6） 日用品の修理業
- （7） 学習塾
- （8） その他前各号に類するものとして市長が認めるもの

一部改正〔平成19年規則42号〕

（融資金融機関）

**第4条** 条例第5条の規定により規則で定める融資金融機関は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 株式会社千葉銀行
- （2） 株式会社千葉興業銀行
- （3） 株式会社京葉銀行
- （4） 株式会社三菱東京UFJ銀行
- （5） 株式会社みずほ銀行
- （6） 株式会社りそな銀行

- (7) 株式会社三井住友銀行
- (8) 東京ベイ信用金庫
- (9) 東京東信用金庫
- (10) 朝日信用金庫
- (11) 小松川信用金庫
- (12) 東栄信用金庫

2 前項各号に定める融資金融機関において融資資金の融資を取り扱う店舗は、市長が別に定める。

一部改正〔平成18年規則81号・26年2号・27年11号〕

(融資の申請)

**第5条** 融資資金の融資を受けようとする者は、市川市中小企業資金融資申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書
- (2) 確定申告書
- (3) 融資を受けようとする者が市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

一部改正〔平成19年規則42号・26年2号〕

(融資の決定の通知)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、融資資金の融資の適否を決定し、速やかに、市川市中小企業資金融資決定通知書（様式第2号）により融資を受けようとする者に通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則42号〕

(設備等設置完了届)

**第7条** 小規模事業資金、小口零細企業保証制度資金、商店街空き店舗等利用資金、公害防除資金又は環境管理対策資金（次条において「小規模事業資金等」という。）の融資を受けた者は、当該融資に係る設備等の設置を完了したときは、当該設備等の設置を完了した日から7日以内に設備等設置完了届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

一部改正〔平成19年規則42号・26年2号〕

(設備等の設置の確認)

**第8条** 市長は、前条の規定による届出があつたときは、小規模事業資金等の融資に係る設備等の設置の状況を確認するものとする。

一部改正〔平成19年規則42号・26年2号〕

(融資状況の報告)

**第9条** 融資金融機関は、融資資金の融資の状況について毎月1回市長に報告するものとする。

一部改正〔平成19年規則42号〕

(利子補給率)

**第10条** 条例第12条第1項に規定する規則で定める率（以下「利子補給率」という。）は、次の表の左欄に掲げる融資資金の種類に応じ、同表の右欄に定める率とする。ただし、自然災害による被害の復旧のために小規模事業資金又は小口零細企業保証制度資金の融資を受ける場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、これを変更することができる。

融資資金の種類	利子補給率（年利）
小規模事業資金	1.3パーセント
小口零細企業保証制度資金	1.2パーセント
商店街空き店舗等利用資金	1.3パーセント
公害防除資金	2.0パーセント
環境管理対策資金	2.0パーセント

2 利子補給率が融資資金に係る融資の利率を超えるときは、前項の規定にかかわらず、融資資金に係る融資の利率を利子補給率とする。

一部改正〔平成19年規則42号・20年7号・28年24号〕

（利子補給金の交付の時期）

**第11条** 融資資金の融資に係る利子補給金（以下「利子補給金」という。）は、融資金融機関に利子を支払った期間が1月から6月までのものにあつては9月に、7月から12月までのものにあつては翌年の3月に交付するものとする。

一部改正〔平成19年規則42号〕

（利子補給金の交付の申請）

**第12条** 利子補給金を受けようとする者は、市川市中小企業資金利子補給金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 利子補給金を受けようとする者からの委任を受けて利子補給金を受けようとする融資金融機関は、市川市中小企業資金利子補給金一括交付申請書（様式第5号）に利子補給金を受けようとする者からの委任状を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該委任につき既に委任状が提出されているときは、委任状を添付することを要しない。

3 前2項の場合において、利子補給金を受けようとする者が市町村民税の課税対象者であるときは、当該市町村民税を完納していることを証する書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、その者が本市の市民税を完納していることを公簿等により確認することができるときは、その者の同意を得てその事実を証する書類の提出を省略させることができる。

4 第1項及び第2項の申請書は、9月に交付を受ける利子補給金に係るものにあつては7月31日までに、3月に交付を受ける利子補給金に係るものにあつては1月31日までに提出しなければならない。

一部改正〔平成26年規則2号〕

（利子補給金の交付の決定）

**第13条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、利子補給金の交付の可否を決定し、速やかに、市川市中小企業資金利子補給金交付決定通知書（様式第6号）により利子補給金を受けようとする者に通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則42号〕

（利子補給金の交付の請求）

**第14条** 前条の規定による利子補給金の交付の決定の通知を受けた者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、市川市中小企業資金利子補給金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。  
(市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則の廃止)
- 2 市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則(昭和40年規則第1号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成16年4月1日以後に申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同日前に改正前の市川市中小企業資金融資条例施行規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び前項の規定による廃止前の市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則の規定により申請のあった利子補給については、なお従前の例による。

(小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給率の特例)

- 4 平成20年10月31日から平成21年3月31日までの間において、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行う小規模企業者が第5条の規定により小口零細企業保証制度資金の融資の申請を行った場合における当該融資に係る利子補給率については、第10条第1項の規定にかかわらず、条例第7条第1項に規定する融資契約において定められた融資の期間のうち、最初の2年を経過する日までの間にあつては年2.1パーセント、その後3年を経過する日までの間にあつては年1.3パーセントとする。

追加〔平成21年規則29号〕、一部改正〔平成26年規則2号〕

- 5 前項に規定する利子補給率の適用を受ける小口零細企業保証制度資金の額は、一の小規模企業者当たり1,000万円を限度とする。

追加〔平成21年規則29号〕

- 6 附則第4項の規定の適用がある場合における第10条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第4項」とする。

追加〔平成21年規則29号〕

## 附 則 (平成17年3月31日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

## 附 則 (平成18年12月14日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成19年10月1日規則第42号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

## 附 則 (平成20年3月26日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第10条第1項の規定は、平成20年4月1日以後に融資の申請がされる融資資金に係る



利子補給について適用し、同日前に融資の申請がされた融資資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年4月1日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行し、改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成20年10月31日から適用する。

（利子補給金の内払）

- 2 平成20年10月31日から平成21年3月31日までの間において、改正前の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付された小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給金は、改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付される小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給金の内払とみなす。

**附 則**（平成26年2月14日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年3月23日規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則第10条第1項の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則第7条及び第9条第4項の規定は、平成28年4月1日以後に申請のあった融資に係る利子補給について適用し、同日前に申請のあった融資に係る利子補給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年3月31日規則第46号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

全部改正〔平成26年規則2号〕

様式第2号（その1）（第6条関係）

一部改正〔平成26年規則2号〕

様式第2号（その2）（第6条関係）

一部改正〔平成17年規則18号・28年46号〕

様式第3号（第7条関係）

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第4号（第12条関係）

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第5号（第12条関係）

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第6号（その1）（第13条関係）

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第6号（その2）（第13条関係）

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第7号（その1）（第14条関係）

一部改正〔平成19年規則42号〕

様式第7号（その2）（第14条関係）

一部改正〔平成19年規則42号〕

**改正**

平成16年3月19日条例第10号

平成19年9月25日条例第33号

平成27年12月9日条例第52号

市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例

(目的)

**第1条** この条例は、新たに独立して事業を行おうとする者に対し、金融機関からの資金の融資を円滑にするとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、市内の中小企業の振興を図ることを目的とする。

一部改正〔平成19年条例33号〕

(融資の対象者)

**第2条** 独立支援資金(個人が新たに独立して事業を行うため必要とする資金をいう。以下同じ。)の融資を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する個人であって、新たに市内に事業所を設置して事業を開始するものとする。

- (1) 同一の中小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び第2号に規定する会社及び個人並びに同項第5号に規定する法人のうち、市内に事業所を有するものをいう。)が経営する事業所に3年以上継続して勤務し、かつ、当該中小企業者と同一の事業を営もうとする者
- (2) 理容師、公認会計士、建築士その他法律で定める資格であって規則で定めるものを有する者
- (3) 公共職業能力開発施設における職業訓練、独立行政法人中小企業基盤整備機構による研修その他市長が適当と認める研修を修了した者

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号・27年52号〕

(融資の要件)

**第3条** 独立支援資金の融資を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の審査において連帯保証人を付し、又は担保を提供する必要がないと判断された者にあつては、第4号に掲げる要件を備えることを要しない。

- (1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
- (2) 25歳以上であること。
- (3) 市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を完納していること。
- (4) 連帯保証人を付し、又は担保を提供することができること。
- (5) 保証協会の保証を受けることができること。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(融資金融機関)

**第4条** 独立支援資金の融資を行う金融機関(以下「融資金融機関」という。)は、規則で定める。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(原資の預託)

**第5条** 市は、独立支援資金の融資を円滑に行わせるため、融資金融機関に独立支援資金の原資を預託するものとする。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(融資の方法)

**第6条** 独立支援資金の融資は、市長が適当と認めるものについて、独立支援資金の融資を受ける者と融資金融機関との間で金銭消費貸借契約（以下「融資契約」という。）を締結することにより行う。

2 市長は、前項の適当と認める融資について、独立支援資金の融資を受ける者に条件を付することができる。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(融資金額)

**第7条** 独立支援資金の融資を受けることができる額は、運転資金及び設備資金を合わせて、市内に住所を有する者にあつては1,500万円を、市内に住所を有しない者にあつては1,000万円を限度とする。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(融資期間)

**第8条** 独立支援資金の融資の期間は、運転資金にあつては5年を、設備資金にあつては10年を限度とする。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(融資利率)

**第9条** 独立支援資金の融資の利率は、市と融資金融機関との間で定める利率とする。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(信用保証料)

**第10条** 独立支援資金の融資を受けた者（以下「借入者」という。）は、保証協会に信用保証料を支払わなければならない。

2 前項の信用保証料の料率は、保証協会の定めるところによる。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(弁済)

**第11条** 融資を受けた独立支援資金の弁済の方法は、原則として元金均等弁済とする。

2 融資を受けた独立支援資金は、融資契約で定めた融資の期間の満了の時までに弁済しなければならない。

3 融資を受けた独立支援資金について、市長が適当と認めるときは、融資のあった日の属する月の翌月から、運転資金にあつては6月を、設備資金にあつては1年を限度に、元本の弁済を猶予することができる。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(保証協会への損失補償)

**第12条** 市は、融資を受けた独立支援資金を保証協会が借入者に代わって弁済したときは、保証協会との契約に基づき、当該弁済した額の10分の2に相当する額の範囲内の額を保証協会に補償するものとする。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(保証協会及び融資金融機関の責任の共有等)

**第13条** 保証協会及び融資金融機関は、独立支援資金の融資について国が定める基準に従い責任を共有するものとする。

2 保証協会及び融資金融機関は、第2条各号に掲げる者に対し、相互に連携して独立支援資金の融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。

3 市は、前項の規定による経営支援について第2条各号に掲げる者に十分な周知を行う等、当該経営支援に協力するものとする。

追加〔平成19年条例33号〕

(利子補給)

**第14条** 市は、借入者が独立支援資金の融資について融資金融機関に利子を支払ったときは、当該利子を支払ったときの当該融資の元本の残高に応じ、年5.0パーセント以内で規則で定める率の利子補給を行うものとする。

2 前項の利子補給を行う期間は、融資契約で定めた融資の期間とする。ただし、当該期間が5年を超えるときは、5年とする。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(返還等)

**第15条** 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入者に対し、融資を受けた独立支援資金を融資金融機関に一括して弁済させることができる。

(1) 融資を受けた目的以外の用途に独立支援資金を使用したとき。

(2) 第6条第2項の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により独立支援資金の融資を受けたとき。

2 市長は、借入者が利子補給を受けた後に繰上弁済又は一括弁済をしたことにより融資金融機関から既に支払った利子の返還を受けたときは、当該返還を受けた利子に係る利子補給金を返還させることができる。

3 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を受けた独立支援資金に係る利子補給を停止し、若しくは当該利子補給の決定を取り消し、又は融資を受けた独立支援資金に係る利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 融資を受けた目的以外の用途に独立支援資金を使用したとき。

(2) 第6条第2項の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により独立支援資金の融資を受けたとき。

(4) 融資契約のとおり独立支援資金を弁済しないとき。

(5) 独立支援資金により開始した事業に係る事業所を市内に有しなくなったとき。

(6) 市町村民税の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を滞納したとき。

(7) 独立支援資金に係る利子補給を決定したときに付した条件に違反したとき。

一部改正〔平成16年条例10号・19年33号〕

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成16年条例10号〕

附 則



(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例の廃止)
- 2 市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例(昭和51年条例第27号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成12年4月1日前に前項の規定による廃止前の市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例(以下「旧条例」という。)に基づき貸付けを受けた者については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

**附 則**(平成16年3月19日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市中小企業独立育成資金融資及び利子補給条例の規定は、平成16年4月1日以後に同条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同日前に改正前の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給については、なお従前の例による。

**附 則**(平成19年9月25日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。  
(独立資金に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に融資を受けている改正前の市川市中小企業独立育成資金融資及び利子補給条例(以下「旧条例」という。)第2条第3号に規定する独立資金(以下「独立資金」という。)は、改正後の第2条に規定する独立支援資金(以下「独立支援資金」という。)とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例に基づく規則の規定によりなされている独立資金の融資の申請は、改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例に基づく規則の規定によりなされた独立支援資金の融資の申請とみなす。

(育成資金に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に融資を受けている旧条例第2条第4号に規定する育成資金及び旧条例に基づく規則の規定により融資の申請がなされている当該育成資金については、なお従前の例による。

**附 則**(平成27年12月9日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

**改正**

平成12年7月28日規則第94号  
平成13年3月28日規則第15号  
平成13年6月27日規則第46号  
平成13年12月27日規則第70号  
平成14年1月11日規則第3号  
平成14年3月27日規則第12号  
平成14年6月13日規則第34号  
平成14年6月28日規則第38号  
平成14年8月14日規則第41号  
平成15年2月26日規則第2号  
平成15年3月12日規則第6号  
平成15年3月31日規則第34号  
平成15年4月22日規則第54号  
平成15年6月18日規則第56号  
平成16年3月31日規則第31号  
平成17年3月31日規則第18号  
平成18年12月14日規則第81号  
平成19年10月1日規則第43号  
平成26年2月14日規則第2号  
平成27年3月23日規則第11号  
平成28年3月31日規則第24号  
平成28年3月31日規則第46号

市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例（平成12年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成16年規則31号・19年43号〕

(規則で定める資格)

**第2条** 条例第2条第2号に規定する規則で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美容師
- (2) 調理師
- (3) クリーニング師
- (4) 医師
- (5) 歯科医師
- (6) 薬剤師
- (7) 税理士
- (8) 弁理士

- (9) 中小企業診断士
- (10) 社会保険労務士
- (11) 司法書士
- (12) 行政書士
- (13) 弁護士
- (14) 通訳案内業
- (15) 旅行業務取扱主任者
- (16) 自動車整備士
- (17) 不動産鑑定士
- (18) 土地家屋調査士
- (19) その他市長が前各号に定める資格と同等のものであると認める法律で定める資格  
一部改正〔平成19年規則43号〕

(融資金融機関)

**第3条** 条例第4条に規定する規則で定める融資金融機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 株式会社千葉銀行
- (2) 株式会社千葉興業銀行
- (3) 株式会社京葉銀行
- (4) 株式会社三菱東京UFJ銀行
- (5) 株式会社みずほ銀行
- (6) 株式会社りそな銀行
- (7) 株式会社三井住友銀行
- (8) 東京ベイ信用金庫
- (9) 東京東信用金庫
- (10) 朝日信用金庫
- (11) 小松川信用金庫
- (12) 東栄信用金庫

- 2 前項各号に定める融資金融機関において融資資金の融資を取り扱う店舗は、市長が別に定める。  
一部改正〔平成12年規則94号・13年15号・46号・70号・14年3号・12号・34号・38号・41号・  
15年2号・6号・54号・56号・16年31号・18年81号・19年43号・26年2号・27年11号〕

(融資の申請)

**第4条** 独立支援資金の融資を受けようとする者は、市川市中小企業資金融資申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書
- (2) 資金計画書
- (3) 事業計画書
- (4) 融資を受けようとする者の住民票
- (5) 融資を受けようとする者が市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
- (6) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、同一の中小企業者が経営する市内の事業所に3年以上継続して勤務していたことを証する書類

(7) 条例第2条第2号に該当する者にあつては、同号又は第2条各号に定める資格を有することを証する書類

(8) 条例第2条第3号に該当する者にあつては、同号に規定する職業訓練、研修又は市長が適当と認める研修を終了したことを証する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

一部改正〔平成16年規則31号・19年43号・26年2号〕

(融資の決定の通知)

**第5条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、独立支援資金の融資の適否を決定し、速やかに、市川市中小企業独立支援資金融資決定通知書（様式第2号）により融資を受けようとする者に通知するものとする。

全部改正〔平成19年規則43号〕

(開業届等)

**第6条** 独立支援資金の融資を受けた者は、独立支援資金の融資に係る事業を開始したときは、当該事業を開始した日又は当該事業に係る許認可を受けた日から7日以内に市川市中小企業独立支援資金融資開業届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 独立支援資金の融資を受けた者は、独立支援資金の融資に係る設備の設置を完了したときは、当該設備の設置を完了した日から7日以内に市川市中小企業独立支援資金融資設備設置完了報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

全部改正〔平成19年規則43号〕

(開業等の調査)

**第7条** 市長は、前条第1項の規定による届出があつたときは、独立支援資金の融資に係る事業が開始されているかどうかについて調査するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による報告があつたときは、独立支援資金の融資に係る設備等の設置の状況を調査するものとする。

全部改正〔平成19年規則43号〕

(融資状況の報告)

**第7条の2** 融資金融機関は、融資資金の融資の状況について毎月1回市長に報告するものとする。

追加〔平成26年規則2号〕

(利子補給率)

**第8条** 条例第14条第1項に規定する規則で定める率（以下「利子補給率」という。）は、年利1.9パーセントとする。

2 利子補給率が独立支援資金に係る融資の利率を超えるときは、前項の規定にかかわらず、独立支援資金に係る融資の利率を利子補給率とする。

一部改正〔平成15年規則34号・16年31号・19年43号・28年24号〕

(利子補給金の交付の時期)

**第9条** 独立支援資金の融資に係る利子補給金（以下「利子補給金」という。）は、融資金融機関に利子を支払った期間が1月から6月までのものにあつては9月に、7月から12月までのものにあつては翌年の3月に交付するものとする。

一部改正〔平成16年規則31号・19年43号〕

(利子補給金の交付の申請)

**第10条** 利子補給金を受けようとする者は、市川市中小企業独立支援資金利子補給金交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 利子補給金を受けようとする者からの委任を受けて利子補給金を受けようとする融資金融機関は、市川市中小企業独立支援資金利子補給金一括交付申請書(様式第6号)に利子補給金を受けようとする者からの委任状を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該委任につき既に委任状が提出されているときは、委任状を添付することを要しない。

3 前2項の場合において、利子補給金を受けようとする者が市町村民税の課税対象者であるときは、当該市町村民税を完納していることを証する書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、その者が本市の市民税を完納していることを公簿等により確認することができるときは、その者の同意を得てその事実を証する書類の提出を省略させることができる。

4 第1項及び第2項の申請書は、9月に交付を受ける利子補給金に係るものにあつては7月31日までに、3月に交付を受ける利子補給金に係るものにあつては1月31日までに提出しなければならない。

一部改正〔平成16年規則31号・19年43号・26年2号〕

(利子補給金の交付の決定)

**第11条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、利子補給金の交付の可否を決定し、速やかに、市川市中小企業独立支援資金利子補給金交付決定通知書(様式第7号)により利子補給金を受けようとする者に通知するものとする。

一部改正〔平成16年規則31号・19年43号〕

(利子補給金の交付の請求)

**第12条** 前条の規定による利子補給金の交付の決定の通知を受けた者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、市川市中小企業独立支援資金利子補給金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成16年規則31号・19年43号〕

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例施行規則の廃止)

2 市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例施行規則(昭和51年規則第32号)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成12年4月1日前に条例附則第2項の規定による廃止前の市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例(昭和51年条例第27号)に基づき貸付けを受けた者については、前項の規定による廃止前の市川市中小企業従業員独立開業資金融資及び利子補給条例施行規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成12年7月28日規則第94号)

この規則は、平成12年8月14日から施行する。

附 則(平成13年3月28日規則第15号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月27日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資条例施行規則第10条第17号の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第3条第17号の規定及び第3条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例施行規則第2条第17号の規定は、平成13年6月11日から適用する。

**附 則**（平成13年12月27日規則第70号）

この規則は、平成14年1月4日から施行する。

**附 則**（平成14年1月11日規則第3号）

この規則は、平成14年1月15日から施行する。

**附 則**（平成14年3月27日規則第12号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年6月13日規則第34号）

この規則は、平成14年6月17日から施行する。

**附 則**（平成14年6月28日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年8月14日規則第41号）

この規則は、平成14年8月19日から施行する。

**附 則**（平成15年2月26日規則第2号）

この規則は、平成15年3月3日から施行する。

**附 則**（平成15年3月12日規則第6号）

この規則は、平成15年3月17日から施行する。

**附 則**（平成15年3月31日規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則第2条の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第1項の規定及び第3条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例施行規則第7条第1項の規定は、平成15年4月1日以後に貸付申請のあった資金について適用し、同日前に貸付申請のあった資金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年4月22日規則第54号）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

**附 則**（平成15年6月18日規則第56号）

この規則は、平成15年7月22日から施行する。

**附 則**（平成16年3月31日規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市中小企業独立育成資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成16年4月1日以後に申請のあった資金の貸付けについて適用し、同日前に申請のあった資金の貸付けについては、なお従前の例による。



**附 則**（平成17年 3 月31日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

**附 則**（平成18年12月14日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年10月 1 日規則第43号）

この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年 2 月14日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年 3 月23日規則第11号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月31日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則第10条第 1 項の規定、第 2 条の規定による改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則第 8 条第 1 項の規定並びに第 3 条の規定による改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則第 7 条及び第 9 条第 4 項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に申請のあった融資に係る利子補給について適用し、同日前に申請のあった融資に係る利子補給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年 3 月31日規則第46号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

全部改正〔平成26年規則 2 号〕

様式第 2 号（その 1）（第 5 条関係）

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号・26年 2 号〕

様式第 2 号（その 2）（第 5 条関係）

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成17年規則18号・19年43号・28年46号〕

様式第 3 号（第 6 条関係）

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第 4 号（第 6 条関係）

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第 5 号（第10条関係）

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第 6 号（第10条関係）

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第7号(その1) (第11条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第7号(その2) (第11条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第8号(その1) (第12条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

様式第8号(その2) (第12条関係)

全部改正〔平成16年規則31号〕、一部改正〔平成19年規則43号〕

改正

平成16年3月19日条例第11号

平成19年9月25日条例第34号

平成28年9月20日条例第36号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例

(目的)

**第1条** この条例は、新たな事業活動を促進するため、創業者又は新規中小企業者に対し、事業を開始し、又は実施するため必要とする資金について創業等関連保証の範囲内において金融機関からの融資が円滑に行われるようにするとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、中小企業者の事業の発展を図り、もって地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

一部改正〔平成19年条例34号〕

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 創業者 法第2条第3項に規定する創業者のうち、新たに市内に事業所を設置して事業を開始するものをいう。
- (3) 新規中小企業者 中小企業者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人のうち、市内に事業所を有するもの
  - イ 設立の日以後の期間が5年未満の会社のうち、市内に事業所を有するもの
- (4) ベンチャービジネス等支援資金 創業者又は創業者により新たに設立される会社が事業を開始するため必要とする資金及び新規中小企業者が事業を実施するため必要とする資金をいう。
- (5) 創業等関連保証 法第4条第1項に規定する創業等関連保証をいう。

一部改正〔平成16年条例11号・19年34号・28年36号〕

(融資の対象者及び要件)

**第3条** ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる者は、創業者及び新規中小企業者とする。

2 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする創業者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
- (2) 個人の場合にあつては、25歳以上であり、かつ、ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする額以上の額（借入金を有している場合にあつては、当該借入金の額に相当する額を控除した額）の自己資金を有していること。
- (3) 市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を完納していること。
- (4) 千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の創業等関連保証を受けることができること。

3 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする新規中小企業者は、次に掲げる要件を

備えていなければならない。

- (1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
- (2) 個人の場合にあっては、25歳以上であること。
- (3) 市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していること。
- (4) 保証協会の創業等関連保証を受けることができること。

一部改正〔平成16年条例11号・19年34号〕

(融資金融機関)

**第4条** ベンチャービジネス等支援資金の融資を行う金融機関（以下「融資金融機関」という。）は、規則で定める。

一部改正〔平成16年条例11号〕

(原資の預託)

**第5条** 市は、ベンチャービジネス等支援資金の融資を円滑に行わせるため、融資金融機関にベンチャービジネス等支援資金の原資を預託するものとする。

一部改正〔平成16年条例11号〕

(融資の方法)

**第6条** ベンチャービジネス等支援資金の融資は、市長が適当と認めるものについて、ベンチャービジネス等支援資金の融資を受ける者と融資金融機関との間で金銭消費貸借契約（以下「融資契約」という。）を締結することにより行う。

2 市長は、前項の適当と認める融資について、ベンチャービジネス等支援資金の融資を受ける者に条件を付することができる。

一部改正〔平成16年条例11号〕

(融資金額)

**第7条** 創業者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、次の各号に掲げる創業者の区分に応じ、運転資金及び設備資金を合わせて当該各号に定める額を限度とする。ただし、第4号に該当する創業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている者が第3号に該当することとなったときは、1,500万円から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額を限度とする。

- (1) 市内に住所を有している期間が1年以上である個人 第3条第2項第2号に規定する自己資金の額（その額が1,500万円を超えるときは、1,500万円）
- (2) 市内に住所を有している期間が1年未満である個人又は市内に住所を有していない個人 第3条第2項第2号に規定する自己資金の額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）
- (3) 市内に事業所を有している期間が1年以上である会社 1,500万円
- (4) 市内に事業所を有している期間が1年未満である会社又は市内に事業所を有していない会社 1,000万円

2 新規中小企業者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、次の各号に掲げる新規中小企業者の区分に応じ、運転資金及び設備資金を合わせて当該各号に定める額を限度とする。ただし、第2号に該当する新規中小企業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている者が第1号に該当することとなったときは、1,500万円から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額を限度とする。

- (1) 会社及び市内に住所を有している個人 1,500万円

(2) 市内に住所を有していない個人 1,000万円

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 創業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている新規中小企業者 前項の規定により限度となる額から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額

(2) 新規中小企業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている創業者 第1項の規定により限度となる額から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額

全部改正〔平成19年条例34号〕

(融資期間)

**第8条** ベンチャービジネス等支援資金の融資の期間は、運転資金にあつては5年を、設備資金にあつては7年を限度とする。

一部改正〔平成16年条例11号〕

(融資利率)

**第9条** ベンチャービジネス等支援資金の融資の利率は、市と融資金融機関との間で定める利率とする。

一部改正〔平成16年条例11号〕

(信用保証料)

**第10条** ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けた者（以下「借入者」という。）は、保証協会に信用保証料を支払わなければならない。

2 前項の信用保証料の料率は、保証協会の定めるところによる。

一部改正〔平成16年条例11号〕

(弁済)

**第11条** 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金の弁済の方法は、原則として元金均等弁済とする。

2 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金は、融資契約で定めた融資の期間の満了の時までに弁済しなければならない。

3 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金について、市長が適当と認めるときは、融資のあった日の属する月の翌月から、運転資金にあつては6月を、設備資金にあつては1年を限度に、元本の弁済を猶予することができる。

一部改正〔平成16年条例11号〕

(保証協会への損失補償)

**第12条** 市は、融資を受けたベンチャービジネス等支援資金を保証協会が借入者に代わって弁済したときは、保証協会との契約に基づき、当該弁済した額の10分の2に相当する額の範囲内の額を保証協会に補償するものとする。

一部改正〔平成16年条例11号〕

(保証協会及び融資金融機関の経営支援等)

**第13条** 保証協会及び融資金融機関は、創業者及び新規中小企業者に対し、相互に連携してベンチャービジネス等支援資金の融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うも



のとする。

- 2 市は、前項の規定による経営支援について創業者及び新規中小企業者に十分な周知を行う等、当該経営支援に協力するものとする。

追加〔平成19年条例34号〕

(利子補給)

**第14条** 市は、借入者がベンチャービジネス等支援資金の融資について融資金融機関に利子を支払ったときは、当該利子を支払ったときの当該融資の元本の残高に応じ、年5.0パーセント以内で規則で定める率の利子補給を行うものとする。

- 2 前項の利子補給を行う期間は、融資契約で定めた融資の期間とする。ただし、当該期間が5年を超えるときは、5年とする。

一部改正〔平成16年条例11号・19年34号〕

(返還等)

**第15条** 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入者に対し、融資を受けたベンチャービジネス等支援資金を融資金融機関に一括して弁済させることができる。

- (1) 融資を受けた目的以外の用途にベンチャービジネス等支援資金を使用したとき。
- (2) 第6条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段によりベンチャービジネス等支援資金の融資を受けたとき。

- 2 市長は、借入者が利子補給を受けた後に繰上弁済又は一括弁済をしたことにより融資金融機関から既に支払った利子の返還を受けたときは、当該返還を受けた利子に係る利子補給金を返還させることができる。

- 3 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を受けたベンチャービジネス等支援資金に係る利子補給を停止し、若しくは当該利子補給の決定を取り消し、又は融資を受けたベンチャービジネス等支援資金に係る利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 融資を受けた目的以外の用途にベンチャービジネス等支援資金を使用したとき。
- (2) 第6条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段によりベンチャービジネス等支援資金の融資を受けたとき。
- (4) 融資契約のとおりベンチャービジネス等支援資金を弁済しないとき。
- (5) ベンチャービジネス等支援資金により開始し、又は実施した事業に係る事業所を市内に有しなくなったとき。
- (6) 市町村民税の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を滞納したとき。
- (7) ベンチャービジネス等支援資金に係る利子補給を決定したときに付した条件に違反したとき。

一部改正〔平成16年条例11号・19年34号〕

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成16年条例11号・19年34号〕

**附 則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年3月19日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、平成16年4月1日以後に同条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同日前に改正前の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年9月25日条例第34号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**（平成28年9月20日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

**改正**

平成12年7月28日規則第94号  
平成13年3月28日規則第15号  
平成13年6月27日規則第46号  
平成13年12月27日規則第70号  
平成14年1月11日規則第3号  
平成14年3月27日規則第12号  
平成14年6月13日規則第34号  
平成14年6月28日規則第38号  
平成14年8月14日規則第41号  
平成15年2月26日規則第2号  
平成15年3月12日規則第6号  
平成15年3月31日規則第34号  
平成15年4月22日規則第54号  
平成15年6月18日規則第56号  
平成16年3月31日規則第32号  
平成17年3月31日規則第18号  
平成17年4月26日規則第35号  
平成18年12月14日規則第81号  
平成19年10月1日規則第44号  
平成26年2月14日規則第2号  
平成27年3月23日規則第11号  
平成28年3月31日規則第24号  
平成28年3月31日規則第46号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（平成12年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成16年規則32号〕

(融資金融機関)

**第2条** 条例第4条に規定する規則で定める融資金融機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 株式会社千葉銀行
- (2) 株式会社千葉興業銀行
- (3) 株式会社京葉銀行
- (4) 株式会社三菱東京UFJ銀行
- (5) 株式会社みずほ銀行
- (6) 株式会社りそな銀行
- (7) 株式会社三井住友銀行

- (8) 東京ベイ信用金庫
- (9) 東京東信用金庫
- (10) 朝日信用金庫
- (11) 小松川信用金庫
- (12) 東栄信用金庫

2 前項各号に定める融資金融機関において融資資金の融資を取り扱う店舗は、市長が別に定める。  
一部改正〔平成12年規則94号・13年15号・46号・70号・14年3号・12号・34号・38号・41号・  
15年2号・6号・54号・56号・16年32号・18年81号・26年2号・27年11号〕

(融資の申請)

**第3条** ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする創業者は、市川市中小企業資金融資申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書
- (2) 開始しようとする事業に係る計画を記した書類
- (3) 資金計画に関する書類
- (4) 個人の場合にあつては、住民票及び自己資金の額を証する書類
- (5) 会社の場合にあつては、登記事項証明書
- (6) 融資を受けようとする者が市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
- (7) その他市長が必要があると認める書類

2 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする新規中小企業者は、市川市中小企業資金融資申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書
- (2) 事業に係る計画を記した書類
- (3) 資金計画に関する書類
- (4) 個人の場合にあつては、住民票
- (5) 会社の場合にあつては、登記事項証明書
- (6) 融資を受けようとする者が市町村民税の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
- (7) 決算期が到来している者にあつては、決算書又は申告書
- (8) 決算期が到来していない者にあつては、試算表
- (9) その他市長が必要があると認める書類

全部改正〔平成19年規則44号〕

(融資の決定の通知)

**第4条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、ベンチャービジネス等支援資金の融資の適否を決定し、速やかに、市川市中小企業ベンチャービジネス等支援資金融資決定通知書（様式第2号）により融資を受けようとする者に通知するものとする。

一部改正〔平成16年規則32号・19年44号〕

(創業届等)

**第5条** 創業者は、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る事業を開始したときは、当該事業を開始した日から7日以内に市川市ベンチャービジネス等支援資金融資創業届（様式第3号）を

市長に提出しなければならない。

- 2 創業者又は新規中小企業者は、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る設備の設置を完了したときは、当該設備の設置を完了した日から7日以内に市川市ベンチャービジネス等支援資金融資設備設置完了報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

全部改正〔平成19年規則44号〕

（創業等の調査）

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る事業が開始されているかどうかについて調査するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による報告があったときは、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る設備の設置の状況を調査するものとする。

全部改正〔平成19年規則44号〕

（融資状況の報告）

**第6条の2** 融資金融機関は、融資資金の融資の状況について毎月1回市長に報告するものとする。

追加〔平成26年規則2号〕

（利子補給率）

**第7条** 条例第14条第1項に規定する規則で定める率（以下「利子補給率」という。）は、次の表の左欄に掲げる融資の期間の区分に応じ、同表の右欄に定める率とする。

融資の期間	利子補給率（年利）
条例第6条第1項の融資契約を締結した日（以下この表において「契約日」という。）から起算して1年以内の期間	1.3パーセント
契約日から起算して1年を超え、3年以内の期間	1.7パーセント
契約日から起算して3年を超える期間	1.9パーセント

- 2 次の各号に掲げる者が当該各号に定める期間内に第3条の規定による申請をした場合における前項の規定の適用については、同項の表中「1.3パーセント」とあるのは「1.5パーセント」と、「1.7パーセント」とあるのは「1.9パーセント」とする。

（1） 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定により同項に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けていることについて市長の証明を受けた者 当該証明を受けた日から起算して3月以内

（2） 本市が定めた産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第24項に規定する創業支援事業（同条第25項に規定する特定創業支援事業を除く。）によるSOHOオフィスの賃貸を受けている者又は受けていた者 当該賃貸を受けた日から起算して3年以内

（3） 女性の視点と発想による独創的で魅力ある事業計画の評価を目的として本市が開催する競技会において応募した事業計画が第1位としての評価を受けた者 当該評価を受けた日から起算して1年以内

- 3 利子補給率がベンチャービジネス等支援資金に係る融資の利率を超えるときは、前2項の規定にかかわらず、ベンチャービジネス等支援資金に係る融資の利率を利子補給率とする。

一部改正〔平成15年規則34号・16年32号・19年44号・28年24号〕

(利子補給金の交付の時期)

**第8条** ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る利子補給金（以下「利子補給金」という。）は、融資金融機関に利子を支払った期間が1月から6月までのものにあつては9月に、7月から12月までのものにあつては翌年の3月に交付するものとする。

一部改正〔平成16年規則32号・19年44号〕

(利子補給金の交付の申請)

**第9条** 利子補給金を受けようとする者は、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 利子補給金を受けようとする者からの委任を受けて利子補給金を受けようとする融資金融機関は、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金一括交付申請書（様式第6号）に利子補給金を受けようとする者からの委任状を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該委任につき既に委任状が提出されているときは、委任状を添付することを要しない。

3 前2項の場合において、利子補給金を受けようとする者が市町村民税の課税対象者であるときは、当該市町村民税を完納していることを証する書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、その者が本市の市民税を完納していることを公簿等により確認することができるときは、その者の同意を得てその事実を証する書類の提出を省略させることができる。

4 第1項又は第2項の規定による申請書の提出を行う場合において、当該利子補給金を受けようとする者が第7条第2項の規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる者であることを証する書類を当該申請書に添付しなければならない。ただし、既に当該書類が提出されているときは、当該書類を添付することを要しない。

5 第1項及び第2項の申請書は、9月に交付を受ける利子補給金に係るものにあつては7月31日までに、3月に交付を受ける利子補給金に係るものにあつては1月31日までに提出しなければならない。

一部改正〔平成16年規則32号・26年2号・28年24号〕

(利子補給金の交付の決定)

**第10条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、利子補給金の交付の可否を決定し、速やかに、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付決定通知書（様式第7号）により利子補給金を受けようとする者に通知するものとする。

一部改正〔平成16年規則32号・19年44号〕

(利子補給金の交付の請求)

**第11条** 前条の規定による利子補給金の決定の交付の通知を受けた者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、市川市中小企業ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成16年規則32号〕

**附 則**

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年7月28日規則第94号）

この規則は、平成12年8月14日から施行する。

**附 則**（平成13年3月28日規則第15号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。



**附 則**（平成13年 6 月27日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資条例施行規則第10条第17号の規定、第 2 条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第 3 条第17号の規定及び第 3 条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例施行規則第 2 条第17号の規定は、平成13年 6 月11日から適用する。

**附 則**（平成13年12月27日規則第70号）

この規則は、平成14年 1 月 4 日から施行する。

**附 則**（平成14年 1 月11日規則第 3 号）

この規則は、平成14年 1 月15日から施行する。

**附 則**（平成14年 3 月27日規則第12号）

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成14年 6 月13日規則第34号）

この規則は、平成14年 6 月17日から施行する。

**附 則**（平成14年 6 月28日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年 8 月14日規則第41号）

この規則は、平成14年 8 月19日から施行する。

**附 則**（平成15年 2 月26日規則第 2 号）

この規則は、平成15年 3 月 3 日から施行する。

**附 則**（平成15年 3 月12日規則第 6 号）

この規則は、平成15年 3 月17日から施行する。

**附 則**（平成15年 3 月31日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則第 2 条の規定、第 2 条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第 8 条第 1 項の規定及び第 3 条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例施行規則第 7 条第 1 項の規定は、平成15年 4 月 1 日以後に貸付申請のあった資金について適用し、同日前に貸付申請のあった資金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年 4 月22日規則第54号）

この規則は、平成15年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成15年 6 月18日規則第56号）

この規則は、平成15年 7 月22日から施行する。

**附 則**（平成16年 3 月31日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成16年 4 月 1 日以後に申請のあった資金の貸付けについて適用し、同日前に申請のあった資金の貸

付けについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成17年3月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

**附 則**（平成17年4月26日規則第35号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年12月14日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年10月1日規則第44号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**（平成26年2月14日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年3月23日規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則第10条第1項の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則第7条及び第9条第4項の規定は、平成28年4月1日以後に申請のあった融資に係る利子補給について適用し、同日前に申請のあった融資に係る利子補給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年3月31日規則第46号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**様式第1号**（第3条関係）

全部改正〔平成26年規則2号〕

**様式第2号（その1）**（第4条関係）

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成26年規則2号〕

**様式第2号（その2）**（第4条関係）

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成17年規則18号・28年46号〕

**様式第3号**（第5条関係）

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

**様式第4号**（第5条関係）

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

**様式第5号（第9条関係）**

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

**様式第6号（第9条関係）**

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

**様式第7号（その1）（第10条関係）**

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

**様式第7号（その2）**

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

**様式第8号（その1）（第11条関係）**

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕

**様式第8号（その2）（第11条関係）**

全部改正〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則44号〕